

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく申し上げます。

それでは順番に発言を許可いたします。

11番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

11番、三瓶良一君。

〔11番 三瓶良一君 登壇〕

○11番（三瓶良一君） おはようございます。

11番、三瓶良一でございます。

質問をさせていただきます。

私の質問は3点ありますが、第1点、積極的な少子化対策についてお伺いをいたします。

少子化対策の基本は、男女の出会い、結婚、出産、育児、小中高等を通じた教育、職業、就職。このサイクルが一般的な人生で、より良く次世代に引き継がれていくことが継続可能な社会であります。しかし、2000年頃から、政府は新自由主義政策、いわゆる市場原理優先政策という政策に舵を切りました。グローバル競争に勝てる経済を目指したいと、ここから所得格差が広がり、未婚の人達が増えてきました。また、結婚できない人達が増えた、

そういう状況に変化してきました。学者の通説によれば、統計的に所得300万円以上の人と以下の人では結婚に大きな差が生じていると、そういうふうに言われております。自信を持って生きられるか否かの分岐点になっており、この所得格差が結婚をためらわせ、少子化の大きな要因になっていると言われております。自治体間でも格差が広がっております。政府は異次元の少子化対策などと言っておりますが、その内容は明らか、詳らかではありません。只見も異常な少子化で先が危ぶまれると考えられます。政府待ちではなく、思い切った少子化対策で目に見える、効果の上がる少子化対策を打ち出すべきと考えるわけですが、町長のお考えを伺います。補足を申し上げますが、一昨日の新聞に、粗々の少子化対策、こども未来戦略方針というものが新聞記事に報道されておりますが、私の一般質問通告のほう及早かったものですから、こういう質問になりました。そのことも含めて、わかっている限りのご説明をいただきたいと思えます。

2番目。しっかりした民間観光・町づくり協会についてお伺いをいたします。

JR只見線が注目され、八十里開通を数年後に控えるこの時期に、只見町観光まちづくり協会をなくしてしまったことは大変残念であり、町にとっても問題だと考えます。従来の観光政策は町主導で指定管理料という委託料に依存する観光政策が長く続き、それがやがて当たり前というような体質になってきたことが問題だと考えております。民も官も、自前の努力でやっていくと、そういうことが今後の方向性でなければならないと考えます。官民の協力体制と民業の発展のためにはしっかりと観光協会があるべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、JR東日本東北本部訪問後の進展状況についてお伺いいたします。

令和5年5月9日に、町長、担当課長、議員全員でJR東日本東北本部長及び県庁担当課へ行って、御礼方々要望・陳情をいたしました。その後の進展状況について町長にお伺いします。昨日は突然、只見線の上り線のレールを剥がすというような回答が、文書回答が資料として配られました。しかし、今、これからやろうとするときにそのようなことは絶対に認められないわけであります。様々な人から質問がありましたけれども、これに対してですね、もしも万が一、そんなことを許してしまえば、只見線は蒲生駅あるいは塩沢駅と同じような、そういうような通過駅でしかなくなってしまう。これでは町の活性化になりません。それと、もう一つは無人化もあってはならないと思えます。これもどうしても継続していただかなければならない。この今の只見駅ホームの環境をちゃんときちっと守ってもらうこと、

それから無人化もしないように、そこをその、町長、どういうふうにご考えておられるのか伺いをする次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

11番、三瓶良一議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、積極的な少子化対策についてであります。

三瓶議員のお質しにございますとおり、少子化対策は町の最重要課題の一つであると認識しております。

全国的な少子化傾向が今後とも続き、子ども自身に与える影響や人口減少が一層深刻化し、現実のものとなることは看過できない状況にあります。

国では、従来から様々な子育て支援のための施策を講じております。

本町におきましても、子育て世代への支援策として、保育料や学校給食費の無償化など、子育てに関わる経済的支援を進めてきたところでありますが、国が子育て世帯への積極的な経済支援を進める中、町が単独での経済対策を進めることには限界がございます。

まずは、子どもにとっての幸せの視点で、子どもが心身ともに健やかに育ち、豊かな人間性、他人に対する思いやり、主体的に判断する能力などの生きる力を育むことが最重要であると考えております。

併せて、子育て家庭だけではなく、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支えていく仕組みづくりがより一層重要となっていると認識しております。

町では、昨年度より只見町の保育を考える懇談会、子ども・子育て会議での意見交換等により、子どもたちのよりよい育ちを支援する具体的な施策について検討を進めてきたところでございますが、先日、子ども・子育て会議及び認定こども園設置に関する専門委員会より、認定こども園を早期に設置する必要があるとの意見書が提出されたところであります。

こういった経過から、町の実態に沿った認定こども園施設建設を推進するとともに、まずは既存施設において早期に認定こども園の形態をスタートさせたいと考えております。今回の認定こども園構想の実現は、20年後の只見町を担う人材を豊かにすることにつながるものと考えております。

町全体で子どもを見守り、安心して子育てできる町づくりを進め、さらに子育て世代の方々

が安心して只見町への移住・定住をしてもらえるような魅力的な子育て環境を整えたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

次に、しっかりした民間観光・町づくり協会についてであります。

三瓶議員お質しのとおり、JR只見線が注目され、八十里開通を数年後に控えるこの時期に只見町観光まちづくり協会が解散となったことにつきましては、私といたしましても大変残念であります。

そのような中、今後の只見町を取り巻く大きな環境変化を想定した時、現在のインフォメーションセンター機能としての旅行案内や相談だけに留まることなく、町観光の顔として機能する体制づくりが必要であると考えます。

昨日の一般質問で小沼議員にもお答えいたしました。新たな第三セクター、新会社の中で、そのような体制を構築してまいりたいと考えております。

具体的な機能について申し上げますと、新体制では現在の只見町インフォメーションセンターの運営に併せて、着地型観光などの企画旅行及び手配旅行を取り扱えるような組織にしたいと考えております。

次に、3点目のJR東日本東北本部訪問後の進展状況についてでございますが、5月9日のJR東日本東北本部訪問、5月10日の県庁担当部署への御礼、要望等につきましては議員各位にご尽力いただき誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

その後の進展状況でございます。昨日の酒井正吉郎議員への答弁と同様となりますが、複合駅舎建設に伴う設備等の移転内容につきましては、回答があり次第、速やかに報告したいと思っております。

複合駅舎建築につきましては、引き続き議員各位のご指導を賜りながら検討してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

加えまして、先ほど三瓶議員から、一昨日の全員協議会において、私のほうから報告させていただきました只見駅構内の鉄路、棒線化の話が俄かにJRから、担当者レベルではありますが、出てきたということを報告させていただきました。それについての対応、考え方につきましては、全員協議会の中で私の考え方をお示ししたとおりであります。なお、5月19日に、東北本部のほうから町のほうにお見えになるということでもありますので、議会全会一致をいただきまして私と大塚議長と共に対応したいというふうに考えております。また、その話の内容、棒線化、複合駅舎の問題等々、話が出てくると思いますし、そのことにつき

ましてなるべく速やかに、また改めて議員各位、皆様方にその内容をご報告し、ご意見をいただいたうえで速やかなる対応を決めたいというふうに思っておりますので、引き続きのご指導とお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 今、少子化がどんどんどんどん進んでおりますが、こういう少子化をそのままにしておけば大変なことになってしまうと。やっぱりね、人口というのは国の基本、国力なんですよ。そして只見町にとっては、やっぱり地域力、そして只見町の力の源泉なんです。だから人口をどんどん減らしてしまったんでは、やっぱりしょうがない。ここで不退転の決意で国は人口減少を食い止めなければならない。そういうふうに言っておられる。だから、それに足並みを揃えて、町としても新たな政策を、どのような政策が今までの政策の中で不足していたのか。だから、子どもがどんどんどんどん減ってくるという現象になっていた。そこをやっぱりはっきり分析してもらって、そして、これをやっぱり国の政策と併せて、取り組んでいく。そして、只見町の人口は日本全体も減っておりますが、特にひどい、急速な落ち込みです。この落ち込みっていうものをどうしても回復していかなければならない。そうでなければ、将来の子ども達はここに住めなくなりますよ。やっぱり只見町が消滅しないように、持続可能な町としてやっていくには、少子化対策って理屈を語っている時ではない。やっぱり、これは緊急の課題として取り組まなければならない。私はそういうふうに思います。

先日、櫻井よしこさんが湯ら里で講演されました。その最後に質問の時間がありまして、質問者から人口減少についてありましたが、櫻井さんの話によりますと、やっぱり若い人達の収入が減っている。低いがために家庭を持つ自信がない。だから若い人達に結婚をできるような、希望のある、自信のある、そういう少子化対策、結婚対策というものを進めていかないと、いくら異次元だなんて言ったって、それは従来の政策の継続でしかない。というふうに言われました。私、まったくその通り。この前からずっと、何回か、同じようなことを質問しておりますけれども、そのためにはね、やっぱり今の子ども、赤ちゃん、結婚してもらおう。若い人達がここに残ってもらおう。そして、結婚してもらおう。赤ちゃんを産んで家庭をつくって、その循環をやっぱりつくっていかなければならない。低収入の人達は残業をやって、そして体をすり減らすように働いて、そして家に来るともう、くたくたになって疲

れて寝てしまうというような状態の人が多いたと思いますが、やっぱりそれでは結婚の機会なんていうものはなかなかできませんから、その辺を町が福祉政策とかいろんなものでカバーして、そしてやっぱり300万の収入、同等の生活ができるような状態にしてあげなければならないと思うんだけど、それは今、政府がまあ、かなり遅かりしけども、もうこれが最後のチャンスだというふうに総理大臣も言うておられます。そして、今度は異次元でなくて次元の異なる少子化対策をやる。言葉、若干変えられましたけども、まあ、しかし、政府の対策だけでは、そんな効果が一気に上がるなんていうふうには考えられませんから、やっぱり併せて町もおやりになるということの決意を町長に持ってもらわなければ、なかなかこの問題は解決しないだろうというふうに思います。その辺ね、こども保育園とか、今言われました生きる力の教育とか、そういうこと勿論大事です。しかしね、どういう少子化対策が必要なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

先ほどご質問の中で、少子化対策の基本はということで、その人生の一般的なサイクルをお話いただきました。まさにこのとおりでというふうに私も思っておりますので、やはり最終的には総合的な政策、支援が必要だと思っております。ですからそのサイクルの場面場面で、まず1回目の答弁では、給食費とか様々なものを無償化する、無料にするというのは、ほぼ、どこの市町村でも、小さいところは特にやっていますし、今度、国のほうでも児童手当も含め、様々な経済対策はやってこられますので、そういったところでまた均一化してくると。均一化した中で、また差別化を図るといのは、なかなか限りがある話だと思います。ので、やはり内容の話になってくると思います。ので、一つはまあ、子育て、魅力的な認定こども園をなるべく早期に創設して、当初は現状の施設でやって、その後なるべく早く新設していくと。そして内容の充実を図って、子ども達並びに保護者から支持を得られるような認定こども園にしていくということを申し上げました。

加えまして、経済的なこと、まさにそのとおりでと思います。やはり昨日も7番議員から詳細な資料を配られて、人件費、町税のこの関係性も含めてお質いただきました。やはり人に投資する、人件費にしっかり充てていくという考え方は必要だと思います。昨日の場合は町の会計の話でございましたが、様々なことで、やはり、どうしても従来ですと人件費比率が高いとか、人件費が云々かんぬんと言われますが、介護施設につきましてもランクあ

る中で、南会津郡の施設は低いランクの報酬しかもらっていませんし、様々なことでやはり、東京が、最低賃金もそうですが、東京が高くて、そこからもう順々に階段状に決まってくるということになってきてます。やはり、その関係を、大きなことは言えませんが、少しでも改善していく、それを鵜呑みにして行政をやっていかないという姿勢がこれから大事だと思ってますので、やはりそこに必要な人にはしっかり投資させていただいて、支えていくという経済的な支援が必要だと思ってます。そして、やはりその折々に、教育費、様々なものがかかりますので、そういったこと。あとは、残念ながら小児科、産婦人科、近くにありませんので、今もそういった制度ありますが、やはりその出産や小児医療に対しての経済的な支援とか、そういったことも考えていく必要があると思います。

いずれあの、これはダム発電関係所在市町村の理事会の中で私、発言求めて言いましたが、たまたまその、発電協の会長をやっていらっしゃる自民党の宮下衆議院議員が、自民党の過疎問題の委員会の委員長さんもやっていらっしゃいます。そこで質問ありませんかということで、私、いきなり手を挙げまして申し上げましたが、先生は自民党の過疎の委員長さんもやっていらっしゃるし、ダム発電協の会長さんもやっていらっしゃる。会長でなくて顧問をやっていらっしゃるということで、只見町としては、やはり水力発電のあるところは、その町は電気料は無料にしますというくらいの政策を国で打ち出してもらわないといけないと思います。そうであれば、過疎なんかは一挙に解決するんじゃないでしょうかって言ったら、高知県の町村長から、同感ですという大きな声をいただきましたが、やはり、笑われるかもしれませんが、臆することなく、そういった姿勢は、やはりしっかりと発信していくべきだと私は思ってますので、それはひとつ、そういったエピソードの話ですが、ですから、総合的な、経済的なことも含めて必要だと思ってます。

あとは、昨日も申し上げましたが、商業の事業承継の話、そこも商工会任せではなくて、商工会と一緒にやって事業承継のことを町も考えていかなければならないと考えておりますので、引き続きのご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 経済的な問題、これが一番大きいと思いますが、しかし、そればかりではないんですね。やっぱり子育て環境とか、そういう環境、いろいろな環境整備、支援整備というものが需要であります。まず第一は、若い時の、やっぱり男女のふれあい、出会い・ふれあい、そういうところから、やっぱり結婚しないという、子どもさんが

いっぱいいますが、そういう環境をどうやって取り除くかと。そして、この人達が、やっぱり子どもを産み育てていくと、結婚をして産み育てていくと、私はそういう点では、今まで地区センターだとか、振興センターだとか、あったものを公民館にされた。これは大変良かったなど。昔、やっぱり公民館でいろいろ、そういう事業やられましたよ。その頃、あまり過疎なんていうことなかったんだけど、やっぱりあの、公民館にせっかくされたんだから、若い人達の出会い・ふれあいの場って、そして昔はこの、いろいろな人がおられまして、縁結びをいろいろお世話するような人もおられました。今、若い人達は自立心が強くなってきてますから、なかなかそういう人もいなくなりました。しかしね、公民館でやる分には、私はあの、結構、成果があがるのではないかなと。是非これ、公民館の事業の中で、過疎対策、それから結婚対策、少子化対策、そういったものをやっぱり公民館の中で追及してもらいたい。そうしていけば、私はそれなりの成果はあがってくるだろうなど、そんないっぺんに大きな成果があがりませんが、徐々にそういう町中の雰囲気が出てくれば、これはやっぱりあの、少子化というものは、もうこれ以上もう、少子化させてはならないという限界線に達しているという心構えで、政府もそう言っているんですから、やっぱり今、踏ん張り時になってきたと、そう思います。

町長。この公民館を活用したり、そういう雰囲気をつくって、昔のような、やっぱり縁結びの、祖父ちゃん・祖母ちゃん・親戚、そういったものの人達の、そういうものも考えながら進めたほうが、進めないと、認定保育園だとかね、まあ、いろいろ、それ、あるでしょうけども、しかし、やっぱり一番は、若い人達のふれあい・出会いと結婚の問題です。いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変貴重なご提案だと思っております。やはり、まったく従来と同じというわけにはまいりません。時代も変わってますし。昔はインターネットとか、様々ありませんでしたので、多様化、今は本当に多様化してますので、個人の趣味に没頭される方もありまして、なかなか昔の青年団、青年会のように、外に出て行ったり、いろんな、御殿場のほうにみんなでバスに乗って行くとか、そういったことも、機会もなくなりました。昔は本当に、恥ずかしい話ですが、日が暮れるのが待ち遠しくて、日が暮れて暗くなると喜んで外に出たものですが、だいぶ時代が変わってきましたので、そういった人ばかりではないかと思いますが、いずれ、そういった考え方は必要だと思いますので、中央公民館長も説明員

として出席しておりますので、お許しがいただけるのであれば、その辺のことは中央公民館長のほうから一言話をさせていただきたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） それから、この少子化の問題でもう一つお伺いしたいと思いますが、今の公民館事業しっかりやってもらうと。それから、やっぱり若い人達の経済支援。これは、この前、新聞見たら、坂下町ではふるさと納税、5億円を超えています。やっぱり努力してるなっていう感じ受けましたが、やっぱり只見町も、今、何に収入求めるとか、これが一番早いんですよ。このふるさと納税をきちっと、いろんなアピールをしながら、今、只見町を応援しようという人いっぱいいると思いますから。そういう時に、やっぱりあの、ふるさと納税っていうのを協力を仰ぎながら、若い人達の暮らしを、やっぱり300万円以上の生活ができるように、これは自分の所得が少なくても、それをフォローするいろいろな支援策があれば、結局、同じぐらいの生活できるわけですから。私はそういうことを、その、やっぱり、是非考えてもらいたいというふうに思います。これはどうですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 町税を含めた一般財源が年々減っていく中で、ふるさと納税は伸ばしていかなければならないというふうに思っております。本当にあの、貴重なお気持ちをいただいているわけでごさいます。当初、スタートした時は300万・500万からスタートして、今、3,000万ほどで、まだまだ、いっぱいいただいている市町村から比べれば少ないというふうな見方があるかもしれませんが、本当に貴重なふるさと納税をしていただきまして、本当に心から感謝しておる次第であります。が、加えて、町の返礼品も充実を図って、さらにふるさと納税を増やしていきたいということと、あとは企業版のふるさと納税につきましても、町の魅力、何に町はそのお金を使っていくのかという目的を明確にして、企業版ふるさと納税と一般のふるさと納税含めて、もっともっと力を入れていかなければいけないと思っておりますので、さらに努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 是非、一生懸命になって取り組んでいただいて、この只見町の存亡の関わる問題ですから、この問題、必ず成果のあがるように頑張りたいと思います。そういうふうにお問い合わせを申しまして、2番目に移ります。

2番目のその観光協会なんですけど、この観光協会というのは、やっぱり町長が言われているように、町の基幹産業として観光を位置づけられる。しかし、町の基幹産業として位置づけられるには、やっぱり一番働かれるのは民間なんですよ。だってあの、みんな赤字なんだもの。町でやっているものは。だから民間を育成しないと、もうどうにもならないと。この民間を育成させていくためには、しっかりとした観光協会が必要だと。今までの観光協会を悪く言うわけではないんですが、ただこう、のんびんだらりんという印象はありましたから、そういう観光協会じゃなくて、ちゃんとお客さんをどんだんどんどん増やせるような、そういう観光で経済を潤って、そしてそこにも雇用を創り出していく。それと併せて、町の第三セクターがしっかりと取り組めば、私は観光、只見の観光というのは花が咲くと、そういうふうに思います。だってあの、只見には良いものがいっぱい揃っているんですよ。ネームバリューのあるエコパークだとか、越後三山国定公園だとか、あるいは有名な人が蒲生岳は東北のmatterホルンだとか、いろいろ、有名な人の支援がありますから、私はこれは本当に、昨日も町長おっしゃいましたが、只見の観光には夢がまだあると。私も夢があると思います。

そして、星賢孝さんなんか、いろいろ発信されておりますが、今はヨーロッパからも、アメリカからも問い合わせがきているから、ヨーロッパにもアメリカにも行ってみたいんだよなというお話もされました。やっぱりそういうその、只見線を中心としたものが見直されてきてますから、ここはやっぱり、その受け入れ態勢として、ちゃんとしっかりした観光協会をもう一回再構築していくということがどうしても必要だと。町だけでやっているとだめになりますよ。これ。伸びませんから。やっぱりおんぶに抱っこ。そういう体質が温存されただけではだめです。それ、やっぱりなくしていくと。そしてこの、しっかりとした観光で生きる以外、相当な部分は観光におんぶするしかないなという地域経済をつくっていかねばならない。その点で観光協会を私はもう一回、そのしっかりした、そのコアになる人達、そして、そこにはやっぱり、旅館、飲食店あるいは土産物、それに関連するいろいろなものを生産して、観光を盛り上げて、我々の経済もつくってこうというような人たちがコアになる。そしてそれを応援する只見線の愛好会のような人たちに、いろいろ只見線絡みで応援してもらおうような、そういう関係をつくっていけば、もう、これ、魂が入る観光協会になると思います。だから是非、観光協会をもう一回再構築しながらやっていただきたい。

私あの、あの人、村上さんだとか、村岡さんですか、村岡さんだとか、坂上さん達とも、何回か話しました。坂上さんなんか、私の家、4時間も、いろいろ、来てお話されましたけ

れども、こんなに資源のあるところないなど、これをその、只見の人は活かし切れてないと。そして、本気度が足りないんだという指摘をいただきましたが、まったくそのとおりだなと。そのためにはやっぱりもう一回、しっかりしたその基本からやり直す観光協会が必要だと思います。いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本当にあの、可能性、資源、宝物がいっぱいある只見町だと本当に私も三瓶議員同様思っております。

そして、今後のあり方について、これまた三瓶議員と同じでありまして、しっかりした受け皿をつくって、案内して、また何回もリピーターとして訪れていただけるような、そういった組織が必要だと思っております。そのことを従来から申し上げておりまして、ただ、説明が至らなかったなというのは、昨日、6番議員との一般質問の中で改めて感じ取らせていただきました。どうしてもあの、新会社を創ります、新会社を創らせてくださいという話が先になって、そして話してる、説明している内容は何かというと、湯ら里と振興公社の統合の話ですというふうになってしまうと、赤字の会社と赤字の会社にまた町は、町長は金を使うのかという、その受け止め方の枠の中から脱しきれていなかったなという、説明の至らなさを改めて昨日、6番議員との一般質問の中で遅まきながら感じ取らせていただきましたので、6番議員からご提案いただいた、先に今、三瓶議員おっしゃるような組織を先に創って、それからでもいいんじゃないかというお話だったので、私としては本当に、一旦座ったんですが、改めて議長に挙手を求めまして、そのことは受け止めて再検討させてくださいということを申し上げました。それはまさにその一般質問のやりとりの中で恥ずかしながらそう思いました。ので、やはりきちんと説明しておったつもりではありますが、やはりその辺の説明が至らなかったというふうに思っております。

第七次振興計画でも、只見のまちづくり会社ということをしっかり明記させていただいておりますので、三瓶議員おっしゃるような、本当に、村岡さんや坂上さんにご尽力いただいておりますので、ああいったJTBのほうで長年勤めてこられた方々から、そのようなお言葉をいただいているということでございますので、改めて本当に、しっかりとした組織を創って、やっていかなければならないと思いますし、その組織づくりにつきましても、なるべく早期にやっていかないと、昨日も観光客は待ってくれないぞというお話もありました。ので、そ

の辺をもう一旦、受け止めて整理して、なるべく早くまたお示ししたいというふうに思いますので、そのように受け止めさせていただいております。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 町長、具体的に私はあの、観光協会というものをもう一回、再興しなければならないなというふうに思っているわけなんです、町長の話はちょっとこう、どこっていいかという、私には理解できなかったんだけど、やっぱりその、そういうコアになる人達、ここをやっぱり中心にしていけないと観光盛り上がりませんよ。やっぱり、旅館、民宿、それから飲食店とか、それに関連するお土産屋だとか、あるいはそこにいろいろ品物納めてくれる人だとか、そのサービスを担当してくれる人とか、そういうものがちゃんと相まった観光協会をつくっていけないと、やっぱり町の今の体質から第三セクターが脱却することです。第三セクター自らが、自分達の今までのどこに欠陥があるんだと。そしてどこに無駄があるんだと。そういうことをちゃんと分析をして、そしてその結果、第三セクターもこういうふうに変りますよと、民間もこういうふうにやってくださいよというようにこの形で、町長がやっぱり音頭を取られるべきだと。町長が、それが行政の仕事だと思う。経営者ではないんですから。町長は。だから、町長はそこを（聴き取り不能）いかがですか。

それからもう一つ。やっぱりね、第三セクターの、町長が第三セクターの親方になってしまうというの、聊かその、ね、経営者のところに入ってしまうと、やっぱり行政として指導する面と、経営者としての面が、もうごちゃごちゃになってしまいますから。そのところはやっぱりちゃんと、自分の片腕、あるいはそれ以上の力を、経営の力を発揮するような人にその経営をお任せすると。そして改善してもらおうということがやっぱり一番大事なことだと思う。私は第三セクターというものがうまくいかないというのは、そこにあると思うんですが、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） じゃあ、後のほうからお答えいたします。

そういった新会社といいますか、新組織が出来上がって、体制が構築できれば、私は議員おっしゃるように、従来から言われてきたことではございますが、やはりあの、町長と社長の、いわゆる二足の草鞋ではなくて、そこは後継の人に委ねるべきだろうというふうに私自身は思っておりますので、やはり、どうしても、その辺の経営者の立場の社長と、行政の長

の、町長の二つのものを持っていると、一つ一つの判断がどちらの立場で判断したのか、わかりにくくなりますので、その辺のことは議員おっしゃることよくわかりますので、そういった組織ができた後は、なるべく早期に、その身を引きたいなど、行政として支えたいなどというふうに思っております。

そしてあの、やはり従来の第三セクター、観光まちづくり協会もそうですが、どうしても運営委託という形でありまして、行政から言われた枠の中で一定の経費を積み上げて、この中で、枠の中でやってくださいということで、いわゆる経営と言いながら運営委託ではなかったのかなということは専門家のご意見を伺いながら思いました。ので、やはりそこは、現場の方は一生懸命頑張っていらっしゃるし、いらしてきたと思いますが、やはり苦しかったのではないかなと思います。ので、ちゃんとした経費で、観光関係もそうですが、かかる経費で利益あがらないけども、これは町として必要だというものは、ちゃんと正しい積算で経費を出す。そして、利益をあがるものは自分達の努力で、経営努力で利益、出た利益を町が吸い上げないで、それを会社の利益として、自分達の賃金のアップに使ったり、設備投資とか、そういったものに、観光宣伝に使っていくとか、そういったことが許される会社にしていかないと、利益出たら町が委託料減らすとか、利益出たら還元してくださいということでは、やはりこう、やる気といいますか、モチベーション上がりませんので、そういったことも加味したうえでの新会社を創って町が下支えしていくべきだろうと思いますので、引き続きご理解お願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） それから、村上さんのお話の中で、只見は夏は稼げると。ところが冬稼げないんだと。夏稼いだもの、冬全部使っちゃうと。そして間に合わないという、こういう構図になってます。そうすると、ここもやっぱり一つの改善点なんだ。そうするとシーズンの時とか、土曜・日曜はいいとしても、その空間をどうするのかと。一番最初の支配人なんかは、柏市に行って、柏の老人会まわりをして、老人会に（聴き取り不能）おたくの老人会、迎えにきますから只見に来てくださいと。そういうふうにして穴を埋めていた。やっぱりそういう工夫、努力というものが、やっぱりないと、なかなかこの経営改善に結びつきません。そこをその、是非お願いしたいと。

それから3番目の質問に移ります。3番目の質問ですが、無人化という話が出ていますが、町のほうに、それ届いてますか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私は聞いておりません。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） それからもう一つ、さっきの、前の話、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） すみません。

前の湯ら里の常務やっていたらしゃった村岡、当時の常務のお話だと思います。

常務、そうおっしゃってました。春から秋にかけては只見、入込が多くて、そこで黒字を出して頑張っていけないと、冬場にその貯め込んだのを全部吐き出して、冬場の経営が苦しいということがございます。どうしてもスキー客が、スキー客が、と言いますが、残念ながらスキー客、全国的に減ってますので、新たな工夫の中で、本当に初代の支配人が、そういった自らハンドルを握って、そういう努力をされたというお話、改めて教えていただきましたし、やはり今、モンベルとも協定していろいろ考えてますが、テント泊とか、様々なアクティビティを組み合わせして、新たな商品をつかって、冬場の誘客をなるべく確保して、その夏場にため込んだのをなるべく減らさないような経営努力、できれば増えたほうが良いんですが、そういったことは必要だと思っておりますので、その辺は一体となって、みんなでアイデア、また行動力を出して、やっていかなければならないと思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 只見駅を無人化にするっていう噂はあるんですね。それ、町に届いていないということをお聞きしまして、ちょっと安心はしたわけですが、しかし、そういう話は出てくる可能性は十分にあるというふうに私思ひます。なにしろレールを片側剥がすというような提案までされてるわけですから、その次は無人化だなど。無人化はどうしても食い止めてもらって、ここがやっぱりあの、新潟県との県境の、福島県南西の玄関口として観光拠点だというふうにこう、町でも位置づけておられると思うんですが、やっぱりそういうことを考えれば、ここを無人化になるというのは痛手ですから、そういうことにならないように、ひとつ町長は、今度、6月19日、交渉に行かれるそうですが、そのこともひとつ確認をしてきてもらいたいなと思ひますが、よろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先般、議会議員の皆様と共に、只見線、磐越西線を乗り継いで、JR東北本部、本部長に直接、書面を持って、只見駅舎の改修であったり、今のホームと駅舎が離れていて不便なので、その改修のこととか、ダイヤが本数が少なくて困っているとか、様々な要望をお願いしてきたわけです。その要望に対する返事がない中、もしくはない中で、その別の棒線化の話が出てくる、話の順序がおかしいと思ってますし、その返答もくっ付いてきて、そして、さらに棒線化の話があるのであれば、少なくとも交渉の態度としては私は紳士的かなと思っていたんですが、要望に対する返答がないまま、まったく勿論要望するはずもありませんが、棒線化の話が突然、担当者レベルで出てくるという姿勢そのものに私は非常に不誠実なものを感じましたので本部長に直接電話いたしました。そして、その後、県の只見線管理事務所長に電話しまして、担当者レベルの会をやるということなんで、それまた順序がおかしいということで中止してもらいましたので、まず内容に入る前に、当然、順序として積み上げてくる順序があって、お互いの立場を尊重した話し合いになるはずなのに、それを尊重して、少なくとも私はいただいているとは受け取れませんので、19日の日に、私が行くんでなくて、来られます。只見に。来られますし、全会一致で議長の同席もお認めいただきましたので、私と議長でしっかり伺って、その後、その内容を皆さんになるべく速やかに報告して、その後の対応は皆さんと共に決めさせていただきたいと思いますので、引き続きのお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 先日、台湾の謝長廷駐日代表が只見に、森雅子首相補佐官と一緒に来られました。そしたらその後、すぐ台湾から10人ほどのお客さんがある旅館に来られたと。そういう話をお聞きしましたので、どのような印象でしたと。そしたらば、休むところは、やっぱり日本を知りたいということだ。和室でいいよと。和室に泊る。そして観光庁いろいろ案内した。田子倉ダムはものすごい興味を示された。田子倉館とブナセンターはあまり興味示されない。旅行村に行ってもあまり興味示されない。それから、向こうに行つたと。その博物館の。大倉の。ここはすごく興味を示されて、そして、日本のこれ、着ていかと。そして、緋半纏のようなもの着て、みんなで踊り出したと。そして、成法寺に行つたら、またこれ、全然、興味示さない。やっぱり体験型の観光というものは必要なんですね。これから。私はその話を聞いて、体験型だなと。そしてその、やっぱり早乙女踊りでも

なんでも、博物館の中のどこかに舞台でもつくれば、喜んで踊りを踊ったり、誰か教えてくれる人もいなければならぬわけですが、そういうその体験をすることによって、非常に満足して帰ったという話を聞きました。だから、単調に、あっちの施設を見せる、こっちの施設を見せるというようなことに留まらずに、いろいろ一緒になってその踊りを教えたり、刀を差してみたり、ちょんまげを被せたり、そういう体験が必要なんだなど。そういうのが喜ばれるんだなというふうに思いました。これは参考意見ですが、町長まあ、聞いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本当に台湾の駐日代表の皆さんが、森雅子参議院議員と、一行に只見線を使われて只見駅におこしいただいたと。そして、町民の方も含めてお出迎えさせていただきました。本当にあの、ありがたかったなと思ってます。やはりそれはあの、元々は星賢孝さんの写真であったり、台湾との交流があって、それを只見駅のほうまで広げていただいたのかなと思っております。そして、今ほど三瓶議員から、その台湾からのお客様が本当に体験型の内容を喜ばれたというお話がありましたので、やはりそういったこともしっかりと受け止めさせていただいて、今後どういうあり方がいいかということは十分参考にさせていただきたいと思います。本当に貴重なお話ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） それから最後に確認を申し上げたいと思います。

インフォメーションセンターなんですけど、いつだったかの時は、インフォメーションセンターも含めて、湯ら里と統合させて、そしてインフォメーションセンター、湯ら里の中に置くというお話を聞いたような記憶がありますが、インフォメーション、昨日の話だと、駅前にあそこにインフォメーション構えるんだなというふうに私は受け止めたんですが、町長、そこら辺はどういうふうにお考えなんですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ちょっと、その辺の話、どういうふうにお聞きになったのかわかりませんが、私としてはインフォメーションは総合案内ですので只見駅前に置くべきだというふうに思っておりますので、湯ら里の中に入れるとか、一緒にするとかじゃなくて、インフォメーションセンターは只見駅前だというふうに思っておりますし、それを考える考え方は持

っておりません。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） そしてもう一つは、先ほど申しあげました、いろいろな第三セクターの施設がありますが、この施設の中でどこに無駄があるとか、どういうふうになるとか、どういうところが稼げるところだとか、というようなこともちゃんと、後日で結構ですから、ちゃんと資料を作ってみんなにわかるようにしていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） わかりました。

昨日の一般質問と本日の一般質問をしっかりと受け止めさせていただいて、そういった資料を添えて、なるべく早期に説明の機会をいただきたいと思いますので、その節はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） ちょうど時間となります。

終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、11番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

続いて、2番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番（山岸国夫君） 一般質問通告に基づき一般質問を行います。

質問は1点であります。

質問事項。第9期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料の設定についてであります。

要旨であります。第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）の3年間の策定途上にありますけれども、介護保険料はこの制度が導入されて以来、保険料が増加し、加入者の生活を圧迫しております。また、介護保険利用時における国の政策による制度改悪により、利用者の負担も増えており、施設入所者の家族からは費用の額について高いとの声も聞かれます。また、物価高騰での町民生活は極めて深刻な状況にあると考えております。

第8期介護保険事業計画提案時には、介護保険加入者の負担を抑えるために介護給付費準

備基金の活用で介護保険料額を第7期と同額に据え置いてきたと認識しております。令和6年度以降、3年間の介護保険料設定にあたって、町民負担の軽減を図るために介護保険料の引き下げを求めます。また、最低でも第8期介護保険計画の被保険者保険料設定額とすることを求めます。

介護保険制度開始年度から第8期までの介護保険料の推移（基準額を基本に年額）と第8期介護保険事業における年度ごとの介護給付費準備基金の活用状況と年度ごとの基金残高はいくらになるか。

以上のことについて町長の考えを伺います。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 2番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

第9期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料の設定についてのご質問であります。

介護保険事業は、高齢化や核家族化の進行により、従来の老人福祉・医療制度では対応が困難になったことから、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年から開始されたものであります。制度開始から20年以上が経過し、その間、さらなる高齢化の進行と制度の定着による要介護認定率の上昇、介護サービス利用者の増による保険給付額の増加もあり、山岸議員ご指摘のとおり介護保険料も増加の傾向で推移してきております。

只見町の介護保険料の推移といたしましては、平成15年度からの第2基では、基準年額が3万5,316円でありました。平成18年度からの第3期では4万1,496円、平成21年度からの第4期では4万2,936円、平成24年度からの第5基は据え置き、平成27年度からの第6期では5万7,720円、平成30年度からの第7期では7万800円、令和3年度から現在までの第8期では、山岸議員お質しのとおり据え置きとしてございます。

福島県全体で見ますと、第8期の基準月額県の平均額は6,108円で、年額ですと7万3,296円となり、只見町の基準額は県平均よりは低い状況となっております。

また、第8期介護保険事業における年度ごとの介護給付準備基金の残高については、令和2年度末で6,185万3,856円、令和3年度末で7,189万4,121円、令和4年度末では7,910万7,628円となっております。第8期において、現時点では基

金は取り崩しておらず、毎年積み立てている状況でございます。

現在、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の策定に着手しており、アンケート調査は終了しております。今後、国の基本指針案と介護報酬の改定が示されますので、介護保険料の基準額については基金の活用も含めまして策定委員会で慎重に検討をしていただきます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） まだ策定途中ということなのですが、町長にこの介護保険料の基準額、開始当初から第7期までで大体、2倍になっております。金額が。これについての認識はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） おっしゃるとおり、確かに約2倍になっておりまして、年々その負担が高まっているということは理解できます。ただ、今ほども申し上げましたが、やはりあの、介護保険制度が理解されてくると、やはりその介護のサービスを利用される方が増えてきたり、高齢者が増えてくる。で、認定率も上がってくるということで、やはり、いずれあの、高齢化が進行していくことに伴うものでありますので、これはあの、2倍という負担は大変だなと思いつつも、やはり現在の高齢化の進行が示していることでありますので、ある意味、やむを得ないのかなというふうな想いもございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） それで、第8期の介護保険計画時においては、これ、3年前、令和3年度の3月会議の時に、第8期介護保険計画の説明の時に、第8期介護保険事業（支援計画）策定に向けたワークシートというのが配られました。令和3年の3月会議の時の資料であります。で、この資料を基にして第8期介護保険の予防給付や給付費総計などの金額も出されております。この時には令和、中長期の見通しということも含めて、令和7年度の推計値も出されております。第8期計画の中での令和3年・4年・5年、令和7年という形で給付費の金額も出されておりますが、この中身というのは大体、毎年、金額多くなっているというふうな中身でありました。

それで、令和7年度の推計値。これで出されているんですが、今度の、今、第9期を計画しているにあたっては、これらの数値も参考値にしているのかどうか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問にお答えします。

具体的な第9期の介護保険事業計画につきましては、現時点ではアンケート調査のみということで、まだ第1回目の策定委員会のほうは開催をしておりません。申し訳ありませんが、私のほうで前回のワークシートについては、ちょっと承知しておらなかったものですから、どういった数字なのか、今確認することはちょっとできないんですけれども、前回の推計の数値及び実際の、令和3年・令和4年の実際の介護保険のサービスの利用状況であるとか、認定率の状況であるとか、そういったのを踏まえて第9期の介護保険料については算定をしていくという形になると思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 第8期介護保険計画に基づく、いわゆる給付費と、それから、それぞれ、令和3年度・4年度・5年度とありますけれども、当初のこの介護計画で出された金額と、それからそれぞれの令和3年度・4年度・5年度と、当初予算との比較でみると、結構、金額の開きがあります。ここは計画と、実際とは年度ごとに違ってくると思うんですけれども、この辺の給付費の見込みの金額はどのように、いわゆる、第8期介護保険計画を作った時、そしてそれぞれの年度ごとの予算を計上する時、その根拠はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 介護保険事業の予算を策定するにあたりまして、基本的には介護保険事業計画に基づいて推計をしていくということになるかと思います。で、当初、第8期の時の推計ですと、高齢者の人数自体は徐々に減少していくであろうと。しかしながら、75歳以上の後期高齢者についてはあまり減らないという推計でございました。そうなりますと、サービスを利用する方も必然的には減らないという状況になりますので、上昇が見込まれるということで予算のほうは算定していたものと思います。

しかしながら、途中でやはり、コロナ、新型コロナという状況に陥りまして、実際、サービスを利用することができなかったということがおおいにありましたので、実際の予算の執行、保険給付の額については想定よりも減ったのではないかなというふうに私のほうでは考えております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番(山岸国夫君) この介護保険計画を作る際の、先ほども言いましたこのワークシート、総括表ですね。これだと、(1)推計値(聴き取り不能)というふうに書いてありますけども、この資料というのは、全部あの、前にあの、約500万円ほどだったと思うんですが、介護保険の第9期計画を作るにあたっての委託料、予算計上されてました。これも全部、委託して作っているんですか。

○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長(吉津瑞穂君) すみません。私のところに、ちょっとそのワークシートが手元にありませんので、どういった資料なのかちょっと確認はできないんですけども、使用したワークシートは県のほうで作成したシートを使いまして、町の数字を入れて作成したものということでございます。

○議長(大塚純一郎君) 2番、山岸国夫君。

○2番(山岸国夫君) 第8期介護保険計画の策定状況と途中の経過聞いておりますけれども、先ほどの私が質問した中身での、この第8期介護保険事業計画、算定に向けたワークシートでの、いわゆる給付費の金額と予算上の金額、どういうふうに行っているかと聞きましたけれども、令和3年度でいけば、ワークシート上では、またあの、介護保険計画の中では給付費が6億6,500万。概算で。で、令和3年の当初予算では6億5,200万。決算では6億1,700万ということで、実質、3,500万ほど給付費かからなかったという状況でありました。令和4年度では、ワークシート上は介護保険計画の中では約6億9,600万。で、当初予算は7億2,200万。で、大体、今年の出納閉鎖で見ますと6億8,000万ということで、実質的には計上よりもワークシートより、それで基本計画よりも低く抑えられているという中身だというふうに思います。

で、人口推移で見ましても、大体、これから減少傾向にあるのかなというような状況も見れます。で、そういう点でいけば、私の今回の質問の主旨は、まだこの介護保険計画、計画途中であって、まだ、策定委員会にもかけてないということなんで、まあ、私の想いとしては、これ以上の町民への負担、下げるべきだという想いから今回の質問もしております。

先ほどの答弁にもありましたように、介護保険導入以来、第7期までで約2倍になっている。で、また、使うほうにとっても、この間、一定の収入以上の人は介護保険料、保険料というか、保険料よりも使う金額で1割から2割に増えている。また、なかなか気づかれないところだと思うんですが、例えば食事代の値上げ、そして、また同時に、特別介護老人ホー

ムなどでのこの、ずーっと入所しておられる方の、いわゆる宿泊費用。これも介護度によって違いますけれども、これもずっと値上げされてきている。ですから、保険料も値上げ、そしてまた介護保険を使っても、また費用負担が増えてきているというのが、この制度始まって以来の流れだというふうに私は思っています。

で、この第8期介護保険計画の中でも、特にやはり、その年齢層、それから所得階層、別の資料も出されておりますが、いわゆる、第8期介護保険計画だと、標準の介護保険の世帯より下、いわゆる第1段階から第5段階の間の人達の、収入といいますか、そういう低い人達の層が多いというのもこの中で見受けられます。当然あの、3割・5割・7割と収入の程度によつての介護保険料の軽減措置もありますけれども、しかし、この当事者だけでなく、入所している家族も含めての負担は、これは大変なものだというふうに私は、実際に母親の介護の体験からも思っております。これは本人の収入だけでは介護施設に入れるという人は少ないというふうに私は思います。そういう点ではやはり、本人のみならず、長年やっぱり働いてきた人の、町として温かく接してあげる。それが必要だというふうに私は思っていますので、そういう点からはやはり、町としてできること、ここでやはり介護保険制度であれば、やはり一つは町民の負担軽減対策を講じる。これが必要だというふうに思っていますので、今回の質問をいたしました。

第8期介護保険計画の中でも、当初に言いましたように、町のほうも値上げしないで、基金を活用して対応していくという答弁で、これも良かったというふうに当時思いました。しかし、この3年間で、令和5年度はどうなるかも、まだ途中ですからわかりませんが、ほぼ基金が活用されないで、この間、基金は増えているというのが実態ですから、第9期の介護保険計画においても、町民負担を軽減、そういう点ではやっぱり基金の有効な活用を図って対処するように求めますが、町長、答弁、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど山岸議員から、実際の予算、計画、予算、それと実績の数字を示して、本当に説得力のあるご質問をいただきました。どうしても予算不足を懸念するため、勿論、計画に沿って予算編成しておるわけですが、実績がそれを下回っているということで、その辺の在り方、それから制度スタートから約2倍の負担増になっているということ。あと様々な、当初は介護保険の枠内で見えていたものも、国のほうの制度も、なかなかこう、わからないようにという言い方は語弊ありますが、外側に出して、新たな個人負担を求めるよう

な制度も時々見受けられます。ので、様々な諸物価高騰厳しい中から、これ以上の町民負担は避けるべきだという山岸議員の切なるご質問の主旨は受け止めさせていただきました。

なお、先ほども答弁させていただきましたが、策定委員会ございますし、当初で申し上げましたように、やはり基金の活用も含めまして、あとはその基金の活用がいくらぐらいになるのか。またその残額を見て、またその次、第10期とかございますので、その推移を見て基金活用を図っていかないと、安定的な、持続的な介護保険制度が維持できませんので、そういうことも見ながら、第9期の策定にあたっては、繰り返しになります、その基金の活用を含めて考えていきたいと。ただ、額については、その策定委員会のご意見等を踏まえまして最終的には議会の皆さんのご決定をいただくわけで、ご議論をいただくわけでございますが、そういったことで考えていきたいと思えます。

本当に具体的な数字を持った切なるご質問をいただきまして誠にありがとうございました。努力してまいります。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 是非、介護保険計画においての第9期介護保険料の策定、基金活用して、町民負担軽減されるようお願いしたいんですが、今、町長の答弁になった、この将来に向けての基金の活用ということもありますが、国民健康保険については、一般会計から、この保険税軽減するために基金の繰入については、国は今、ペナルティーをかけるということで、私はこれは反対でありますけれども、そういうことが今行われております。

介護保険については、この一般会計から、規定の繰入措置は当然ありますけれども、こういう値上げしないための基金の繰入れというのは、国の対応は今どうなってますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 介護保険料の算定にあたりまして、基金の繰入については、特にペナルティーはないものと認識しております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 今、ペナルティーないということですので、私はペナルティーはあっても、町民の必要などころにはやっぱりお金をかけるべきだというふうに、国保税のところでもやっていますけれども、今、国保税じゃないんで、是非ともそういう点では基金の運用含めて、是非、第9期介護計画において町民負担軽減できるように取り計られるよう求めて私の質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） 最後に、町長答弁お願いいたします。

渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 山岸議員から、本当にあの、被保険者の方の経済的なご負担のことをご心配され、また、それとともに介護保険事業の安定的な運営のこともご配慮されたご発言だと思って受け止めさせていただきました。

過去には、皆さんご存じのように、国民健康保険の時は、固定資産税の超過課税分をそこに繰入れまして、町民の皆さんの国民健康保険税を軽減するという時代が長年、只見町も続きました。そういった過去にはそのような時代もございます。今ほどあの、担当、保健福祉課長のほうから、そういったペナルティーはないという答弁ありましたが、いろんな形で、ペナルティーと言わなくても、いろんな技術的指導であるとか、様々な物言いの中で話がある時がありますので、その辺のところはしっかり勉強して、注意と準備をはらいながら、且つ、山岸議員おっしゃるように、主旨、十分、私としては受け止めさせていただきましたので、そういった中で基金の活用がどこまでできるかということで検討してまいりますので、なにぶんのご理解をお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、2番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開始時間は1時ちょうどいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後12時58分

○議長（大塚純一郎君） それでは皆さんお揃いですので、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番、菅家忠君の一般質問を許可します。

9番、菅家忠君。

〔9番 菅家 忠君 登壇〕

○9番（菅家 忠君） 9番、菅家でございます。

通告書に基づき一般質問いたします。

質問事項は、魅力ある職場づくりについてであります。

質問の要旨を述べます。

雇用の在り方や働き方が多様化し、人口が減少していく時代では、特に人材の確保や育成が重要だと考えております。近隣市町村で職員が10名ほど一斉退職した話を聞き危機感を覚えております。

次の事項について、データに基づいて議論をしたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

一つ、国や県はコロナ禍では在宅勤務を実施しておりましたが、只見町での実績は。

二つ、即戦力が期待される中途採用での経験年数10年換算割合の実績は。

三つ、スケジュール・タスク管理の評価は、ツールの導入はどのような感じでしょうか。

四つ、育児や介護での16時退社のような時間ごとの有給休暇の消化実績はどのような感じでしょうか。

五つ、業務量と職員数のバランスの評価はどのような感じでしょうか。

六つ、新規事業と業務整理のバランスは評価。

以上、六つ、町長の考えを伺います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 9番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

魅力ある職場づくりについてのご質問ですが、菅家議員お質しのとおり、人口が減少していく中で特に人材の確保や育成が重要であるとの認識のもと、ご質問の項目ごとにお答えいたします。

まず1点目のコロナ禍での在宅勤務の実績についてであります。流行初期において三密とないように分散しての勤務を実施した経過はありますが、在宅勤務の実績はございません。

次に、2点目の中途採用での経験年数10割換算割合の実績についてであります。経験年数の換算については、初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則に基づき、それぞれの前歴の在職期間に応じて算定しております。

3点目のスケジュール・タスク管理の評価及びツールの導入についてであります。

まずツールの導入についてであります。現在、グループウェアを導入しており、その中でスケジュールの共有機能やタスク管理機能が含まれております。

スケジュール・タスク管理の評価につきましては、特別職のスケジュールを導入ソフトにより管理し庁内での共有を図っているところです。

4点目の育児や介護での時間ごとの有給休暇の消化実績であります。

育児休暇については、それぞれの状況により1時間または1日単位で取得しており、介護休暇については職員の取得はありませんでした。

5点目の業務量と職員数のバランスの評価につきましては、型にはまった日常的な業務量を見れば職員数とのバランスはとれていると考えます。しかしながら、イベントや臨時的な業務、国県からの臨時的調査業務などを合わせてみますと不足している時期もあると考えます。また、各種事業の実施の時期や年度においても差が出てくることも踏まえまして、事業のアウトソーシングなども取り入れながら、年間における業務量の平準化に努めてまいります。

6点目の新規事業と業務整理のバランスの評価につきましては、新規事業が増えている中で、既存業務の整理が進まない状況になっているものと認識しております。新規事業を行う際には既存事業の見通しが必要ですので、事務改善委員会を行い、事務事業の精選に努めるとともに、国県同様に事業実施期間の上限の検討なども必要と考えております。こういった中、今年度は町単独補助事業の精査、検討を行うよう指示したところであります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） では、再質問させていただきます。

まず先ほどの答弁で、少し、もう少し聞きたいところがございますので、まずそこからお伺いしたいと思います。

2番目のですね、中途採用の10割換算割合の実績はというところで、実績をお伺いしておきまして、算定の基準は聞いておるわけではございません。中途採用されている方はですね、規則のところ見ますと、8割と10割というふうに承知しておりますので、そのうちで中途採用されている方、今勤務されておる方で、10割の方がいらっしゃるのかどうかというところが質問の主旨でございます。答弁としましては、その特別職というようなところの

方いらっしゃると思いますので、そういったところ分けて教えていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 中途採用されている職員の中で、その勤務状況において10割で換算を、参入をさせていただいている職員、勿論おります。その人数とか割合というところまでは今数字的には申し上げられませんが、それぞれ中途採用で前歴の職務を見て、算入できるものは10割参入するというので、規則に沿って運営をさせていただいているところです。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） そうしますと、おそらくですね、今はですね、初任給・昇給及び昇給などの基準に関する規則というところの別表4というところで、おそらく、お互い見ていると思うんですけども、私のほうで今回、ちょっとそこのお話したいところですね、民間における、その経歴と申しますところが、民間と国家公務員といろいろありますが、私は民間からの中途採用のところに対してちょっと注目をしております。民間における企業体、団体等の職員として在職期間とするものに対してですね、二つの項目ございます。職員として、職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間、こちら換算割合が10割となっております。その他が8割ということがございます。で、先ほどの答弁ですと、認識、把握はしていらっしゃるという認識でおりますが、その判断基準というものを少し、もう少し掘り下げて聞いてみたいと思っております。

例えばですね、先日の町長の答弁で、観光分野においては、特にマーケティングの要素が足りておらんと。その部分に対して強化をしていかなければならないところですが、もしですね、そういったところ、只見町出身で、現在、首都圏のほうでマーケティング会社に勤めておるが、只見にUターンをして帰ってきたいというふうな、考えておる者がおると仮定します。で、そうしますと、そういったもの、町が求めている人材に対してですね、当てはまる人材だと思いますが、私としては10割換算すべき人材だと思いますが、今現在の只見町の判定ですと8割になるのでしょうか。10割になるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ちょっと、個々、個別具体的にちょっと今、判断するところが難しいところがございますけれども、その経験が直接役に立つと、前歴で勤めていた仕事が町の仕事に役に立つという判断になれば、勿論、10割で換算をさせていただくというこ

とになるかと思いますので、ただあの、その期間もございます。ので、その辺は個別、個々具体的に、の例に応じて算入をさせていただくということでご理解いただきたいなというふうに思いますが、それはやはり、その時々、その方の職歴、そういったものを見て判断をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 個別の関係につきましては承知いたしました。

私が申し上げているところはですね、町のですね、その看護師等はおそらく特別職のような形で、専門職のようなものですね、10割換算をされているのではないかなと思うんですけれども、農林建設課の技師という方々、名刺いただいたり、技師と書いてあるんですけども、あの方々、一般職になるように承知をしております。一般職のほうで土木のところと建築の方がいらっしゃるようなんですけれども、特に心配しておりますのは建築のほうでございまして、定年がもう間近だなというふうには承知しておりますが、建築の方の技師の方の降任が私は承知しておりませんので、そういった方が希望した時に、そのキャリアとしてちゃんと認めて中途の採用というものがきちんと受け入れができていのかどうか疑問でしたので質問に至っておるわけです。そういったところで、もしですね、こういう機会でございますので、是非見直しをしていただきたいというところでもあるんです。その、最初は勿論、その業務、キャリアはしっかりしてますけれども、実際、仕事をしてみたらというところもあると思いますので、そういったところに関しましてはですね、勤務状況を見てですね、しっかりと対応をしていきたい、そういった目線での評価、基本はこの人はそういうスキルも持ってるから、では、10割で良いのではないかというものが、都度、少し見直しをするような機会があっても良いかなと思いますので、そういったお考えをお持ちではないかというところで質問いたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） おっしゃるとおりだと思います。勿論あの、建築とか、そういったところで前歴で設計事務所に勤務をいただいていた方を建築関係の技師として採用するという場合には、その勤務は勿論、10割で換算をさせていただくようになると思うので、それは個々の状況に応じて判断をさせていただくということだというふうにご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） では、続いて、3点目のところで少しお伺いしたいんですけども、こちらはですね、そのスケジュール管理ができていますでしょうかというところの主旨の質問でございます。

ご答弁としましてではですね、グループウェアを導入しておりますという、ところとございまして、あとスケジュールの、スケジュール管理だとか仕事の内容だとか、そういったタスク管理がきちんとできておりますかという質問でございます。そのために評価はどうなっているでしょうかというところとございまして、ご答弁としましては評価ではなくてですね、特別職のスケジュールを導入しておりますという答弁ですので、例えばですね、昨年度の駅前賑わい事業に関しまして大幅な遅れが出たなというふうに思っております。あちらがスケジュール管理ができていないなと思っておりますし、タスク管理もできていないなというところで私は判断しております。その結果を踏まえてどのように捉えておりますかというところと、令和5年度、それを活かして、チェックとアクションの部分でございますので、令和5年度、どのようなアクションをされているのかというところを質問したいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） スケジュール管理、タスク管理、勿論、今、町の現状を申し上げますと、答弁にもございましたソフトウェアを入れてスケジュール管理、タスク管理する機能は持っておりますが、今現状で使わせていただいているのは特別職のスケジュール管理を共有させていただいている部分が多いと認識しています。で、一般職も勿論、スケジュール、入力して管理することはできるんですけども、現状、ちょっとあの、外からのアクセスができない、というところがありまして、個人的にやはり、スマートフォンのアプリであったり、そういったもので個人的にはスケジュール管理されている方が多いのかなというふうに考えております。

タスク管理、勿論、先ほど出ました業務の遅れ、そういったものは本当にタスク管理ができていないとどんどん遅れていってしまうばかりになってしまうということもありまして、それはまあ、勿論、各課、課内会議等で調整をしながら行ってはおりますけれども、一部の遅れが出ているというところも、その部分については至らなかった面があるというふうに反省しなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。様々なタスク管理の方法もございますので、そういったものを、なるべく使いやすい良いものを、というか効果がある手法については、職員内で共有をしていきたいなと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 今使われているグループウェアでタスク管理があるというふうに読み取れるんですけどもご答弁を、その機能はあるけれども使っていないというような答弁に聞こえるんですけども、そのプロジェクト、大きいプロジェクトの中で細かな、いわゆる細分化された、いついつまでにこれをやらなければいけない、例えば契約の日だとか、オープンしなければいけない日、そういったものがプロジェクトとして管理ができるかどうか、大きくスケジュール、各々のスケジュールの管理とは別にプロジェクトの進捗がわかるようなものが必要ではないかなというふうに伺っております。それが昨年度の事業はできていないというふうな評価で、私の評価ですので、それが機能があるにも関わらず使っていないというのは、しかも今の答弁が、あれば使っていきたいという、効果があるものがあれば使っていきたいという、何故実践しないのかと。実践したうえでサイボウズ、たぶん、おそらくグループウェア、サイボウズだと思います。サイボウズは使いにくいから新たなものを探しているところですよというふうな答弁ならわかるわけです。その辺りの少し、答弁がわからないので、その辺りは丁寧な説明いただいてもいいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） おっしゃるようにサイボウズ、今使っております。スケジュールにつきましては共有、そのグループウェア内で共有をさせていただけるので、使っている人も、使わない人もという部分がございます。徹底していないという部分が一つ、課題なのかなというふうに考えてます。T o D o、タスク管理、T o D oの機能もありますので、その辺はなかなか、そのT o D oの機能を知らない、周知していない部分も今、面もありますので、その辺は使う、そのサイボウズを使う人、また、自分で持っているアプリで管理をしている人、その辺はちょっと徹底していない部分もありますので、手法について、そのサイボウズを使う・使わないも含めますけども、やり方についてちょっと課題だと考えております。ということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） この質問に至ったところはですね、皆様のお仕事の内容をですね、距離を置きながら拝見しておりますけれども、職務分担と意思決定というものが私はちょっと不透明だなと思っておりますので質問に至っております。

ですが、私は魅力ある職場というのは、職務分担がしっかりしておる、意思決定がしっか

りしておる、職場のルールがしっかりしておるといところが明確だなといところでは、今この答弁としては、そこが、まず職務分担、ルールというものがまずできていないというふうに思っておりますので、答弁の内容としては、ですのでこのように指摘をしております。

その職務分担やですね、意思決定がしっかりしてある、明快である、といところの状況はですね、おそらく、それがしっかりしておりますと、これは私の仕事ですかといものはなくなるはずなんです。職員一人一人の意識が、で、これをやるのは当然で、これをやらないのは当然だとい意思決定もしっかりしてくるわけです。そうすると、本来やるべき仕事をきちんとできるといところの、モチベーションがしっかりとできてくるわけだと思っております。で、今の現状はですね、どことなく空気感を見ますと、これは俺の仕事なのか、と思いがらされているのではないかなと思っておりますので、そういった部分を解消したいとい意図でございます。

例えばですね、今この答弁のところで考えますと、その1番の在宅勤務の実績はありますかといところで、私もないと思っておりますと、やはりないんです。それが在宅勤務をするためにはですね、職員一人一人のタスク管理がしっかりできていないと、管理職がタスク管理ができていないとできないわけなんです。この職員は今、今日何をやるんだろう、何をやっているだろう、どこまでいっているんだろうといのを、おそらく管理職の方が把握してないのではないかなと思っております、細かくですね、してない。それができていれば別に在宅勤務ができるわけなんです。というふうに私は思っております。なので、町がですね、国県はやっておりますけれども、町がですね、在宅勤務のほうをしないといところのご答弁をもう一度、丁寧なところを教えていただければと思っております、その際にはですね、別にできない理由を教えてくださいたいわけではないんです。その、何故遅刻したんですかといと、いくらでも理由が出てくる。けど、何かあって遅刻したのかとなると、寝坊しましたとか、こういう事故がありましたとい事実が返ってくるということなんです。なので、理由等は別にいらぬ。何があれば在宅勤務ができるようになります。もしくは何をとり除けば在宅勤務ができますと。そういったような内容でお答えをしていただければ。まあ、理由ではないとい、事実に基づいて、何を加える、何を除く、そうしたら実現ができるいような答弁でお願いしたいと思っておりますので、是非、その方面でご答弁いただければと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） できない理由ではないということでございます。ので、どうしたらできるかという部分については、これまで検討してきてございません。それはなかなか、公務現場で、これがなかなかできない理由になってしまうかもしれませんが、今の現状で公務現場、特に役場の仕事の中で在宅で対応することが、今の段階では難しかったということで検討してこなかったという部分が正直なところだというふうに認識しております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 私、只見町生まれではないので、只見に来てですね、すごく大雪の時がありまして、通勤だとか仕事に行く時、非常に怖いわけなんです。まだ。10年ほど経つんですけれども。その大雪の時に、本当にその、登庁して仕事しなければいけないのかというのは疑問に思っているわけです。例えばその、ちゃんとセキュリティがあつて、ちゃんと業務の自分のやるべきことが皆わかっていればですね、家にいて仕事しても特に変わらないんじゃないかなと思う時があつたりするんです。在宅というのはこういった地域に向いているのではないかなと思っております。あとコロナのところがあつてですね、その自分が陽性者もしくは濃厚接触者になったけれども、働ける体調であつたり環境であつたりすればですね、働いていただいたほうが僕は良いなと思っております。無理に働くというわけではなくて、そういった機会があればですね、人件費の話も出ておりますが、そういったところというものも鑑みれるのではないかなと思いますので、そういったお考えで、少しあの、国県が実績があるのであればですね、そういったですね、その地域柄の部分も含めて働き方というものを一度考えていただきたいなと思っております。

以前、あと、メールアドレスの件をお伝えしたと思っておりますが、私は個人のメールアドレスで仕事したほうが良いなと思っております。国や県の方とお仕事すると、必ず上司の方がCCに入っているんです。そうすると、必ずその、何かあつたら教育をされるでしょうし、指導されるんだろうなと思っております。けれども、只見町の場合はもう、課のメールにきてやっておりますので、どなたが返信されるかと。たぶん、おそらく、全員にメールがいくのであれば、休み明けに20通きていけば、20通、全員、同じ処理をしなければいけないという、そういう面倒な作業があるなと思っております。課のメールに、代表にメールがきた時にですね、誰が責任を持ってやるかという、職務の範囲が不明瞭だなと思っております。大体そういうものはルール化されていなくて、大体、忙しい人が返信をする

というのが常だなど思っております。それで職務の、業務の、職員に対する負担が変わってくるなど思いますので、そういったところのルール化、例えば代表メールあったら、BCCに課のメールを入れて、誰が、どのように返信したかわかるようなルールがしてあったりとかですね、そういったルールが、お問い合わせがあったものに対して漏れないようにしているようなルールだとか、そういったその、職員が何をしているのかという把握する面でも私は個人のメールアドレスで運用するほうが良いと思っておりますが、今の町の考え方を教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まず、最初の在宅勤務の関係でございます。現状で、またこれでもできない答弁になってしまいますが、セキュリティの問題で、データ等、仕事で使っているデータ、そういったものは役場から持ち出さない。今そういうことで運用をさせていただいてます。その辺をどうクリアにしていくかというような検討も必要なのかなというふうに考えておりますので、そういったことは追々、検討させていただくというふうになると思います。

また、今ほどご提案いただきましたメールアドレス、個人のメールアドレスにつきましても、CC等で共有をしていくというご提案、本当にその通りだなどという部分もございますので、それも今後、運用方法について庁内で検討させていただくかなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） あと少し、細かい話について、大変恐縮なんですけれども、行政文書はですね、数字の扱いが非常に独特だなど思っております。数字一つの場合は全角で作りますと。二桁になると半角で作りますというふうに聞いておりました、非常に独特な文化だなどというふうに思っております。それはですね、何か明文化されているのかなと思いましたが調べたのですが、そのような作り方は、しなさいという、明文化されたものは見つかりませんので、その、明文化されていれはそれで良いんですけれども、私はとても議論なんです。そういったところは文書はしっかり作りますというものが、それは重要なのか、残すべき文化なのかというのが、どういう価値観でやっているのかと、常にまあ、疑問を持って仕事していただきたいなと思うんです。職員の方には。漢字だとかというものは非常に私、大事に残すべき文化だなど思っているんですが、そういった数字の部分は少し疑問だな

と思っております。

そこら辺をですね、大切にされるのであれば、その委員会ですね、総務委員会なり経済委員会なりの説明してくださる時の資料がですね、各課、バラバラなんです。これ、一時的なものかなと思いましたが、3年間経ってもですね、各課バラバラで出してこられるんです。あれを見ている時点で事務がしっかりしていないなという評価をできてしまっているんです。そのバラバラの理由がわからない。しっかり整えて作りなさいという指示がないから、ああなっているんだなど。議会に出てくる本番の資料というのは非常にしっかり作られておりますが、縦向きであったり、横向きであったりですね、書き方もバラバラというところがございます。ああいったものを見るとですね、各課のたぶん、共有ファイルというものは、その個人の感情だとか感覚で作っているんだなと思いますし、ファイル名はこのようにしなさいというような規則も、ルールも、あったとしても運用されてないだろうなというふうに思っております。思っているので、そういったところ、実際どうなのかというところをまず、事実として教えていただきたいなと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 公文書作成する場合には、公文規定というものが定めてございますので、それに則って公文書を作成するということになってございます。

今、最初に言われた半角と全角の部分については、ちょっと私も、今、その部分、ちょっと確認はできませんでしたので、後程確認したいと思いますが、ただ、例規集等でシステムを使って条例とか規則を作成する場合には、その中では一文字は全角、二文字以上になると半角になるというようなシステムでの作成になっているというふうに私記憶してましたので、それが規則で定まっているのかどうかというところはまた別の話なんですけれども、そういった状況になっているというふうにご理解いただければと思います。

後段の資料の作成でございますが、おっしゃるとおり各課それぞれの担当課のほうで、自分の、感覚でと言いますと申し訳ありませんが、作りやすいように、説明しやすいようにということで各課、今作っていただいておりますので、その辺、統一したほうが良いものか、どうなのか、ある程度のこう、フォーマットといいますか、形を作って、そういった中で統一したもので説明をしていただいたほうが良いのか、その辺もちょっと庁議等でご意見をまとめながら検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 課長の皆様の、本日、だいぶ厳しいことをお伝えしておりますがですね、ちょっと、課長の皆様もお感じになっているかもしれませんがですね、ちょっと私のほうで全職員の方々にですね、ちょっと苦言を呈すようなところがあるんですけども、挨拶をしないなというふうな印象を受けております。役場職員という方は。私、只見町に来た時に、非常に素晴らしい町だと思ったのは、子ども達が挨拶を率先するというのは素晴らしいなと思っております。で、もう、何故か大人になると、そういうことはしないと。で、役場庁舎の方もなかなかしないなという印象です。印象なので。これは。町民の方もですね、なんか役場行きづらいなというようなことがたまにいらっしゃるんです。そういう方は。で、おそらくそれはですね、歓迎されてないからと思っております。ウエルカム感がないというか。で、私、いろいろな課にいろいろ教えていただく時にですね、扉開ける時に非常に意識が低いんですよ。扉開けた時に。その、僕はですね、接客業をしておりましたから、扉が開くとか、お客さん来る、非常に敏感でして、飲食店の、例えばラーメン屋さん行く時でもですね、扉が開いていらっしゃいませと言わないお店ってあんまり好きじゃないんですよ。何故か、歓迎されてないなと思うから。帰りにありがとうございますと言わないような店というのは、やっぱりそういう評価になるんです。その意識って、役場の職員の方って、ちょっと、どのぐらいお持ちかなと疑問に思うんです。その意識って、その、ね、今更言うことかっていうレベルなんですけど、今更言うことかというレベルだなと思っておりますので。課長の皆さんにお願いしたいのはですね、お願いする場ではないんですけども、率先してですね、課長の方がですね、挨拶されると、それは下の者もやらざるを得ないなと思っております。その中間の職員の方も指導しやすいと思うんです。そういった雰囲気って非常に大事だなと思いますし、私、この仕事だから役場庁舎来て、いろいろとお話しますが、暗いんですよ。役場が何かこう、やろうという、前向きなプラスの雰囲気が出てないなと思うというのは、そういった空気づくり一つから始めていいんでないかなと思っておりますので、嫌なことばかりをちょっと言いますが、そういったところを少し、基本の基だと思っておりますので、きちんとやっていただきたいなと。扉を開けて、来庁者の方に対して、自分が担当してない、全然関係ない人でも、きちんと挨拶をなさいよというご指導はしていただきたいなと思っております。ご答弁をちょっとお願いしたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

挨拶につきましては、町長からも常日頃、来庁者に対してはきちんと挨拶をして出迎えるようにということで、気を付けて行っているつもりではございましたけれども、また今、そういったご意見をいただきましたので、改めて徹底をさせていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 私もですね、職員の方、お会いしましたら、そのように、気持ちよく挨拶して下さるようにお話をしていきたいなとは思っております。

4番目のですね、有休消化についてはとても良いことだなと思っております。特に1時間の取得があるという、時間ごとの取得があるというのは非常に良い職場だなというふうに思っております。そういった空気、そういう使い方があるよというのは、いろんな方々、職員の方に知っていただいてやっていただきたいと思っております。有給の取得率というものが令和2年度のもので公開されておりましたので、有給の取得率、目標は35パーセントで、令和2年度は29.3パーセントというふうに載っておりましたので、そういったところの取得率の向上に対して、有給の取得率の向上に対して、どのようなことをされているのかだとかですね、直近の令和3年・4年とか、そういったところの向上していれば良いなと思いますので、そういったデータをお持ちであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 休暇の取得率でございます。一般質問の通告にもございます、子育て休暇について、ちょっとご紹介をさせていただきますと、令和4年では53人の使用者がありまして、トータル、取得できる日数が371日。で、そのうち222日ほど取得しておるので、60パーセントぐらいの取得率でございました。反面、通常の年次有給休暇のほうにつきましては、トータルで29.8パーセントということで、なかなかあの、通常の年次有給休暇のほう取得率が上がらない。これ、夏季休暇であったり、その他の休暇もありますので、そういったものを有効に使いながらということになってますので、業務を整理しながら、なるべく有給休暇については取得していくよう努めてまいりたいというふうに考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 私は有給の消化率というのは、その業務量のバランスと職員数のバランスに関わってくるなと思われましたので、その前段としてちょっと伺っておりました。

その次に、先ほど私が大事にした、職務の分担と意思決定というところの部分のところに対してですね、意思決定というものに対してどのようなお考えをお持ちかというところをもう少し掘り下げて議論をしたいなと思っております。

意思決定が明確な組織が私は前からの組織、そういう組織が好きなので、そのほうが良いなどは思っております。例えばですね、ちょっと、公平性について少し町の考えを伺いたいですけれども、公平、私ども、お互いの仕事は公平・公正であるべきだというふうな、思っておりますので、公平というものはどのようなものかというのと、ちょっと先にお伝えします。失礼しました。ほかのちょっと、自治体のところなんですけれども、例えばですね、この事例は公平かどうかという判断をしていただきたいので事例を一つ申し上げます。

とある市ではですね、コロナで、今、市民税が落ちていると。それに対して不動産に対する固定資産税が割合が大きくなっていると。で、地価が下落、このまましてしまうと税収も減少してしまう。なので、そうすると、では中心市街地の面積は全体の1パーセント、非常にわずかなんですけれども、全体の町の固定資産税の割合が20パーセントを占めているというところで、その小さい面積、ごく一部のところなんですけれども、税の割合としては非常に大きい場所がありますよという、そういうところがあります。なので、そこの地価が落ちると、非常に税収が減ってしまうという状況です。それに対して、ここの地価が落ちないように、重点的に投資をするというところに対して、これは公平なものなのか。公平ではないのか。これに事例に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 大変難しいご質問だというふうに、ちょっと私は考えておりますが。その投資する内容等にもよるのかな、どういった、行政としてどういった投資をしていくのか、にもよるのかなと思いました。大変申し訳ありません。ちょっと私のほうで今、それが公平かどうかというのは、ちょっと判断、つきにくい、と思いました。申し訳ありません。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） ではですね、例えばですね、その後、そこの税収があるからですね、その中心市街地以外のところの方にも、いろいろな公共サービスが提供できるという、そうでなければ公共サービスの値段が上がる。例えば上下水道の値段が上がるだとか、いろんな公共サービスの値段が上がりますよというところの、あると。なので、私はですね、これは

公平性があるなと思っているんです。そこに投資をする瞬間は公平性はないなと思っており
ます。けども、周りまわって公平性があるなと思っております。みんなが利益を、公共の利
益を有するなと思っております。

何故、こんなことを言うかということですね、昨日から第三セクターの話だとか、湯ら里の
話だとかというのは、そういった理解の話の理解でもあるなというふうには思っております。
そういった部分というものがですね、これはほかの市で、ほかの市の市長の方のお考えです
けれども、あのですね、これは、先ほど公平ではないなという判断も勿論あると思うんです
が、それはですね、公平性の畏だというふうに、その市長はおっしゃってございました。それ
はどういうことかということ、その、それは公平ではないという見方は、それは入り口の公
平性である。分配の公平性しか見ていないって。それに対して重点的に投資をした結果、大
きく変わってきて全町で利益があると。それは、そうなる結果の公正性というものがある
と。なので、行政職員というのは、その入り口の公平性、分配の公平性を見がちだが、最終
的に重点的不公平な投資をすることによって、結果の公正性というものを得られるという視
点を持たなければならないというふうに書いてありましたので、私は非常にそのとおりだな
と思っておりました。

その次がですね、非常に、ここからも非常に重要な話だなと思ったんですけども、そ
うすると、あのですね、町民の方、住民の方は不満なわけですよ。何故、あそこばかりと、
というのは、それは至極当然のことだと思っております。で、その方々に、その市長がですね、
皆さん不満ですよねと。あそこばかり投資してと。それは不満ですよねと。けれども、そ
の代わり、あそこがあるから、皆さんが使っているこういった税金、ここの利用のサービス
が安くなる。ここも安くなる。なので、でも、しょうがないですよねと言うと、みんな、し
ょうがないと言うそうなんです。で、そのみんなというのは、ほとんど大多数のところはし
ょうがないというところですよ。それはですね、本当は気に入らない。だけど、しょうがない。
だから反対はしないという、いわゆるサイレントマジョリティーという、何も話さない、声
なき声の賛成の大多数の声ということです。なので、反対を示す人というのは、本当はごく
一部なのではないかという見方です。そういった、論理的な話を熱量を持って話すことが大
事だと、その市長おっしゃってございまして、その方がですね、その説明責任という言葉、い
ろいろあると思いますが、説明責任で止まっているからだめなんだというふうにおっしゃっ
てました。それは説得の責任が必要だと。これからの行政は。そういった方々に対して、デ

一タを持って、熱量を持って、しっかりと説得をすることが大事であるというふうに書いてありまして、私は本当にそのとおりでなと思っております。で、今の市民に嫌われることを俺はするというふうにおっしゃってありまして、今の市民に嫌われるかもしれませんが、将来の市民に重要なことであれば進めるというふうに言っております。私はその市長の姿勢はとても共感をしておりますし、そのとおりでなと思っております。ですので、前々回ほどでしょうか、対等な立場で議論しておりますかというような失礼な質問をした記憶がございますが、第三セクターの話がですね、なかなか、少し、うまく進まないというのは、課長、担当課長の方が説明をしているから話が進まないんです。なので、それは説明員の権限超えて説明できないからできないわけです。説得はできないわけです。ですので、そこに対して、停滞感があるのであれば、町長自ら説得説明が必要なのではないかなと思いましたので発言しました。

少し、ちょっと、話はそれでしたが、そういったところの意味の発言でした。ですので、皆さん、行政職員の方でまあ、いろいろと事業を精査する中でですね、こちらの答弁にもありましたけれども、外部に出せるものは出したほうがいいなというふうなところがあつた時に、その出すときに、そこに出していいのかどうかだとか、そういった、そこに出すと公平性がどうなんだというような話をするとき、それは公平性が保てないから、そこに出すべきではないというふうなお考えは勿論そのとおりでななんですけれども、それは入り口であつて、じゃあ、その方々がしっかりやったださって、周りまわって全体的な結果の公平性に繋がるのであれば、それは自信を持って出してほしいなとは思っています。そういった公平性という考え方というものもありますし、それは私の考えではなくて、世界から表彰されているような市長のお考えですので、頭角を出してきた方ですね、頭を削ったり、足を引っ張ったりして、公平性をですね、保つということはよくあることだそうです。ほかの地域で。なので、そういったことはない町にしたいなというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、今までの話でのご答弁がありましたら、お願いしたいなと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私からお答えさせていただきます。

中途採用の件につきましては、総務企画課長はまあ、正確を期して、個別にやらなければならないと、当然の担当課長としての答弁だと思います。私のあの、受け止め方としまし

ては、基本、そのとおりなんですけど、従来の考え方ですと、民間8割という場面もあったんではないかなというふうに思っておりますので、やはり同じ、公がつく、例えば公社とか、公団、今ありませんけど、ほとんど。そういったところで、あと10割換算ですが、民間だと8割ということは過去にはあったんじゃないかなというふうな、私の主観入りますが、思っております。ですが、議員おっしゃりたいのは、どういった人材を求めているのかと。観光だったら、その観光の経験のある人だったら10割で良いでしょうと。いくら民間だとしても、というお話だと思いますので、そういった趣旨は十分わかりましたので、その辺はなお検討いたさせまして、望ましい方向に持っていけるように、いろんな指導、規則もあると思いますが、検討していきたいというふうに思います。

それから文書に関しましては、今、3番議員、齋藤議員が、だいぶ、昭和50年代の話にまで遡りますが、それまで文書が、職員の机のところにそれぞれ入っておりまして、その職員が休むと、なかなか、その文書がわからないという時代が、私がまあ、職員に入った、本当に新米の頃に、そんな話いろいろ課題があるのを先輩方が検討されている記憶があります。それで、文書管理規定というのを作られまして、やはり、一年経ったのは、すぐあの、それこそ建制順といいますか、文書管理規定に基づいて、ちゃんと書庫に保管するという規定で、さらにそれが永年であったり、10年、5年という、ちゃんと根拠に基づいて何年間保存する。それが期間過ぎた後は資料として価値があるかどうかという判断をして、また残すんだ、もしくは処分するんだという管理規定を、昭和50年代に率先して3番議員が務められて、今の只見町役場の文書管理規程の一番大事なところをそのままずっと続いています。ですが、その後の改正は大きく改正ありませんので、やはり、時代の変遷とともに、やはりその辺のことも、今、デジタル化も進んでいますし、考えていかなければいけないでしょうというご提案だと思いますので、また受け止めさせていただきました。

それからあの、タスク管理のこと、まったくそうだと思います。本当に、よく行政は言われますけども、自分でゴールを伸ばすという、これ、ちょっと耳の痛い話を言われたこともあります。いつまでにやりますと言っておきながら、自分達の都合でまたゴールが伸びたなということ、過去にも耳の痛い事言われたことありますが、やはりそれが、ちゃんとタスク管理をして、何をやらなければいけないか。何を、いつまでに準備していかなければいけないかと。例えばあの、そういった業務が多岐にわたりますので、そういった事柄だけで整理できる仕事ばかりではありません。正直。ですから、極力、そういうふうにはできるのはや

っていくと。ただ、総務企画課長申したように、多岐にわたってなかなかそれに表しにくい仕事も一方ではあるということもご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、挨拶含めてウェルカム感がないというお話で、私も挨拶は努めておるつもりですが、まだまだ私の力不足を今日のご質問から受け止めさせていただきました。今後改めて、やはり町長が率先して、また副町長、教育長、担当課長が、庁議構成員が、率先して挨拶しなければ、職員に挨拶しろではなくて、ここにいる面々が率先してやる役場にならなければいけないわけでありますので、改めて非常に大切なご意見でありますし、そういったことで努めていきたいというふうに思います。

あとは同じく、常任委員会等の資料提供につきましても、その辺のバラバラ感のことにつきましては、先ほど総務企画課長申したように、その辺は検討させていただきたいと思えます。

そしてあの、最後に、大変貴重なお話をいただいたなというふうに、私もあの、公平性の畏ということを初めて聞きました。どうしても行政の場合、入り口の公平性、分配の公平性、確かに言われると、そこにこう、恐れてしまうといえますか、そういったことに対して、どういうふうに説明できるのかなということ、私自身も自問自答を日々しております。そういった中でやはり、ここはあの、結果の公正性という、本当に大切な視点だと思いますので、やはりそこにはあの、今の市民、今の町民に嫌われても、将来の市民、町民に良くやってくれたと言ってもらえるような覚悟が必要だと思います。正直、今の町民に嫌われたくはありませんが、勿論、嫌われたくはありませんが、やはり、その説得の責任という覚悟を持って、将来の、昨日らい、少子化の問題、町が生き残れるかという多岐にわたるご質問をいただいておりますので、やはりそういった覚悟としっかりした考え方を、行政に取り組まなければいけないという、改めて叱咤激励をいただいた気持ちでありますので、しっかりとご意見を受け止めさせていただきます、ここにいる職員と共にしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 私もできればですね、今の町民の方々とは仲良くしたいなと思っておりますし、嫌われたくないなと思っておりますが、そのあたり難しいなとは常日頃、私も思っております。

その方がですね、その市長がですね、おっしゃっていて、もう一つ良いことをおっしゃっ

てましたのは、その町民が嫌がることをやるということは、傷みを伴ってもらふということで、そうすると行政職員、行政側も、ちゃんと痛みを伴わなければならないというふうにおっしゃっております、そうするとですね、すぐ給与カットのほうをイメージしやすいんですけども、そうではないよと。給与カットではなくて、その残業代を減らすというところをお話しておりました。確かに同じ人件費だなどと思っております、そのうえで、そうすると繋がっていくというところは、その業務量の部分というものが大事になってくるという。残業が多いということは人が少ないのか、業務が多いのかなというところで考えております。業務が多いというところで、業務を精査しなければというところに関しての判断の大きなきところが、私が先ほどお伝えした今の住民の方なのか、将来の住民の方なのかというバランスはとっていかなければならないなどと思っております。そこというのはですね、非常に勇気がいるなどと思いますし、けれども今までの業務が精査できないというところは、やはり、今の住民の方々のご意見を尊重をしっかりとしてくださっている表れだなというふうに思っております。ですので、その割合というものを少し変えていかなければ、どこにしわ寄せがきているのかというところは見えていらっしゃると思います。で、その結果、どうなるかというところは近隣市町村で起こったようなことは、この町では起こってほしくないなどと思っておりますので、そういった主旨での質問の発言となっております。

ですので、担当は担当でですね、現場のことは一番見えているのではないかなと思いますので、できればそういった担当の職員がですね、やりたいと思ったことはですね、できればやらせたいなどと思っております。で、その中でいろんな失敗だとか経験を踏まえて成長していくわけですので、やはりこう、やらされている仕事よりは、やりたいと思った仕事ができる環境に、まずは業務を減らして、やりたいと思ったことをやれる環境、そのうえで勉強する時間だとか、あと先輩が教育する時間というもの必要でしょうから、答弁のほうにはですね、今の業務、日常業務ではバランスはとれているというところですけども、やはりその先輩が後輩に教える時間はどのぐらい見ていらっしゃるのかだとか、後輩は後輩で勉強する時間が業務の中でどのぐらいとれているのかというところは、少し、この答弁からなかったものなので、そういった視点が抜けていたら大事にさせていただきたいなどと思っております。

私もですね、常日頃ですね、なかなか難しいと思うんです。町民の方の意識も変わらなければいけないなどと思っておりますし、私ども議員も、議会も、町の職員の方も皆さん、町の幹部の方々も皆さん、変わらなければいけないなどというふうに思っておりますので、特にですね、

そういったところというのは、なかなか変わるというのはハードルが高いんですけども、第三セクターの部分に関してのところですね、やはり、ちょっとそのあたりがですね、一步踏み込んだ、やはりその説得の説明というものの話がやはり重要じゃないかなと思っております。

で、判断基準のところ、先ほどの公平性の話でもあるんですけども、まちづくりの意思決定というものはですね、私はですね、その住民の福祉の増進、向上が大原則である仕事だと私達は思っておりますので、なので、その福祉という意味は、私はその、最近の言葉ですと、そのウェルビーイングという言葉ありますので、いわゆる幸福度、住民の幸福度を増進させることが意思決定の大原則だなというふうに思っておりますので、そこを大事に意思決定をしていただきたい。そういった意味での公平性という意味を持った組織をつくっていただきたいなと思っておりますので、その辺りというところを今一度検討をしていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問終わりますので、最後、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 一般質問を通じまして、今またあの、菅家議員から、本当に示唆に富むお話を、ある市長さんのお話だという例えの中で教えていただきました。

どうしても住民の福祉の増進といいますと、高齢者福祉とか、児童福祉とか、障がい者福祉という、その部分に限った福祉をどうしても思いがちですが、やはり、満足度、幸福度といいますか、そこが最も大事なんだということを改めて教えていただきました。やはりあの、入り口での公平性、分配の公平性を意識するがあまり、ちゃんと、なんとといいますか、説得の責任を持ってことにあたるのが不足していたのかなというふうに私自身、今の質問を通して気づきをいただきました。ので、やはり今後、第三セクター、新会社につきましては、私としては勿論、結果の公平性があるものと、今のお言葉をお借りすれば、結果の公平性があるものと思って進めておるつもりですが、それが届いていないということが昨日の一般質問、今日の一般質問でわかりましたので、改めて私のほうで、担当課長も一生懸命説明させていただいてもらってますが、私としては、そういった説明の責任から説得の責任ということで、あまり皆さんから嫌われては困りますけど、ですが、あんまりそれを恐れるがあまり、将来の町民から総好かん食ったんでは、それはもっと悪いことですので、今のお言葉をしっかり受け止めまして、またあの、昨日からいただいたご質問の内容も全て受け止めま

して、また庁議構成員、あと、この中継を通じて職員も聞いておると思いますので、またその辺のことをしっかりと検討して、タスク管理のことも含めまして、一つ一つ事業に取り組んでまいりたいと思います。

非常にあの、一般質問ではありましたが、私の知らないことをいっぱい教えていただきまして、非常に今後の、我々業務の、大変力になるものというふうに感じました。

誠にありがとうございました。

○9番（菅家 忠君） ありがとうございました。

終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、9番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第35号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第35号 只見町税条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等でございますけれども、に係る軽自動車税、種別割の税率を2,000円とするものでございます。

お配りいたしました資料の裏側をご覧いただきたいと思います。

特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応ということでございますけれども、道路交通法の一部を改正する法律、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令において、

現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とするものでありまして、下に米印がありますがけれども、原動機付自転車のうち電動機の定格出力が0.6キロワット以下であって、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下、且つ、最高速度時速20キロ以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車として定義するものでございます。こちらのほう、ナンバープレートを付けて走行するものであります。令和5年の7月1日から改正道路交通法施行の日からの施行でお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第35号 只見町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類感染症のほうに位置づけられたということに伴いまして人事院規則が改正されております。このことにより防疫等作業職員の特殊勤務手当について今回削除をさせていただくものでございます。

お配りした資料をご覧くださいと思います。

2条において、2条の第4号において、防疫等作業職員の特殊勤務手当を定めてございまして、第6条において、その特殊勤務手当の内容が記載されてございました。この部分について削除をさせていただいて、以下の条数を繰り上げさせていただくものでございます。

裏側につきましては防疫等作業職員の特殊勤務手当の内容でございます。（1）4,000円、（2）の部分について3,000円。この部分について削除をさせていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 職員の特殊勤務手当を、簡単に言うと、コロナ対策における特殊勤務手当をなくするというのが改正の主旨ですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） はい。そのとおりでございます。

今般ございましたコロナウイルスに対する、接触したり、そういったこと、作業に対しての特殊勤務手当については終了させていただく、なくするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これは町長に伺ったほうが良いかと思いますが、ご承知のとおり、コロナはまあ、当初、中国の武漢から発生して、戦略（聞き取り不能）兵器だなんていう話もありまして、変遷して今回、我々は6回ほどワクチンを打ちましたが、ただ、その正体がわからない。これから先もわからない。後遺症もわからない。非常に何もわからない中での5類変更ということ。を受けてのことだと思っておりますが、職員、先ほどあの、菅家君の職員に対する様々な助言もあったかと思うんですが、一番大切な町のその職員、そこで今、早急にその特殊勤務手当を削ってしまうとした場合、医療現場の職員の方々、または携わる方々が、まだまだその、職員を雇用して使う側の労働安全の観点からして、まだまだもう少し様子見たほうがいいんじゃないかと思われるんですが、まあ、人事院の勧告なり何なりあると思っておりますけれども、町の給与条例ですから、これはあの、町長がそういう趣旨を持たれば半年、一年先に、少しはコロナの正体がわかるまで、現状維持という形にはいかないでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、7番議員から、今条例の一部改正の中で本当に新型コロナウイルスの感染症の正体が下火になってきたとはいえ、5類相当になったとはいえ、まだ懸念が完全に払しょくされたわけではない。そういった環境の中で職員のこのような手当をなくしていいのかと、もう少し正体がわかるまで置いてもいいんじゃないかというご質問だと思います。そういった考え方、職員のこと、健康状態を思っていて非常に一方でありがたいなというふうに思いつつも、この、うちの町でこういったことにつきまして、医療的なこと、科学的なこと、そういった知見、判断をすることは十分ご存じのようにできませんので、やはり、国、厚生労働省や福島県のそういった指導といいますか、情報提供といいますか、そういった中でやはり他市町村の足並みも見まして判断をせざるを得ないというふうに思っておりますので、一部条例改正をお願いしたいと思います。ちなみに、先の南会津広域圏組合の議会の中でも、救急車で出動する消防職員についての手当も同様に広域圏議会でお諮りして、なくするというところで議決をいただいております。そういったこと総合的に

考えまして、今般はこのような中で条例の一部改正をお願いしたいと思いますので、そういったご意見は十分受け止めながらも、先ほど申し上げましたことから、総合的な判断といたしまして条例改正を是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） そんなにあの、食い下がるつもりはありませんが、ただ、化学的な、あるいは感染症の解明という意味でのしっかりした根拠がない。どちらかというとな会津の広域圏なり、他町村なり、県なり、県から指導を受けてはもらえども、まあ、いわゆる自治体独立の精神から言えば、もう少し科学的な、医学的な根拠があったから、こうだというような話はしていただきたいなど。ただ、ワクチンも6回ですから、非常にあの、効いているんだと思いますが、懸念されるのは先般、尾身会長、元会長さんでしょうか、第9波がくるよと。それから後遺症についてまず何もわかってないという状態でした。そういったことから、かなりその政治的な判断が働いて、科学的な判断が疎かにされているんじゃないかなという感じをうけましたので、せめて地方自治における只見町の独立性を保つうえでも、町長権限である給与条例の改正といたしまししょうか、何といたしまししょうか、そこら辺はどうなんだろうかと。その、長くなりましたが、科学的な根拠を持ってやっておられるのか。政治的な判断をやっておられるのか。このどちらでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かにあの、地方自治体でありますので、7番議員がおっしゃるような、そういった判断もあっても良いと思います。ただ、今般は、5月8日からですか、5類相当に引き下げとすることで従来、公費負担であったものを被保険者負担といたしますか、本人負担といたしますか、そういったふうに国のほうの保険の関係やいろんな支援関係も変わってきております。そういった中で公務員である職員のこの手当のみを残すというのも、なかなか全体的なバランスの中で難しい判断があって、結局、このような流れになっていると思いますので、医学的なことは先ほども申し上げましたが、私どもでは判断できませんし、独自のそういった研究所であるとか保健所をもっておる自治体でもありませんので、ここはある意味、国や県の、政治的と言われてしまえばそうだかもしれませんが、行政的な面から国や県の考え方を尊重してこのような条例改正でありますので、一方の考え、判断もあるということにはわかりつつも、今回このような判断をさせていただきましたので、なにぶんご理解を

賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） この条例改正には私は何ら異論はありませんけども、ちょっと話、ちょっと飛んで申し訳ございませんが、診療所の対応、例えば発熱外来とか、そういった町民の対応は何か変わるようなところはありますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 診療所のほうの発熱外来と申しますか、発熱者の受入れについてのお質してございますが、5月7日までと5月8日以降で基本的には変わらず、というところでございます。今、現状としましては、電話で予約をいただいて、車で、ちょっとあの、玄関の前の、車で待機いただいて、着いたら連絡をいただいて、医師が検査に向かうということでやらせていただいております。5月8日、切り替え当初は、ちょっとあの、非常口と申しますか、そちらのほうに、中に椅子がございますので、そこで時間差で予約を入れて待機してみようというふうにもしたんですが、ちょっと煩雑になってしまうので、やはりあの、従前のおり車で待機していただいて、そこで検査するというので今現在やっております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第37号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第37号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

これにつきましては被保険者の経済的負担を軽減するため、基金繰入により税率を引き下げる改正をお願いするものであります。

資料、お配りいたしました資料によりまして説明をいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、私のほうから、ただ今お配りしました資料の令和5年度只見町国民健康保険税課税関係資料に基づいて簡単にご説明を申し上げます。

表紙おめくりいただきまして、資料1-1でございます。令和5年度の国民健康保険税の算出について、主格担当課である保健福祉課のほうから説明を申し上げます。

まず、国保の財政運営主体が県になったということで、現在、町は保険税を集めまして県に納付する形となっております。納付金額につきましては県が試算をしまして町のほうに通知をします。で、令和5年度の納付額につきましては、この資料1-1の一番上の表をご覧ください。こちらの左端にあります納付金額①というのが今年度、県に納付する額となって

ございます。9,442万7,124円ということで、前年度と比べますと約940万円ほど減額となっております。そちらの納付額から、これから収入であったり支出であったり、様々、調整率を掛けて、あとは一般会計からの繰り入れ分も差引をしまして、令和5年度の国保税の所要額をこの表の一番右端ですね、の額を算出をいたしました。こちらが6,677万3,882円となっております。

続きまして、一枚おめくりいただいて資料2ページ目をご覧ください。この資料1-2の中段ご覧いただくとわかるかと思うんですけども、先ほど申し上げました国保税の所要額。こちらに令和4年度の税率を掛けますと、一人当たりの税額が約9,100円ほど増えてしまうという計算になりました。原因としましては前年度よりも全体の所得の額が増えているということ。あとは被保険者数が減少しているということが考えられます。昨今、物価高が続いておりまして、またコロナが5類へ変更になったということで、医療費の自己負担も今後発生すると。さらには、コロナ禍が終了したことで活動が活発化によって出費が増えるのではないかとということが予想されますので、保健福祉課としましては被保険者の経済的負担を軽減したいということから、今年度については国保の税率を引き下げたいというふうに考えております。しかしながら、令和11年に税率が統一化、県下統一ということになりますので、そうなると保険料の上昇ということが今後見込まれますので、過剰な引き下げは極力避けたいということもございます。今年度につきましては、今後の影響を最小限にしつつ、被保険者が減税を実感できるような率にしたいということから、基金を900万円導入をいたしまして税率を下げ、一人当たりの税額を概ね7,500円ほど減額したいというふうに考えました。

基金900万円の根拠といたしましては、資料の10ページ目をご覧いただきたいんですけども、10ページ目、資料6でございます。こちらが支払準備基金の額ということで、左上の表を見ていただきたいんですけども、現在の令和4年度末での基金保有見込み額(B)と書いてあるところがございますが、こちらが9,194万3,000円ほどございます。その上の表ですね。基金上限額ということで3ヶ年の平均の4分の1が一応、基金上限額ということになってございまして、こちらが8,288万9,827円と、差額がおおよそ900万円ということで、令和5年度についてはこちらの差額900万円を繰入れまして税額を下げ、経済的負担を軽減したいということで考えました。税率の細かい点については町民生活課のほうからご説明いたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） それでは、3ページ、資料2-1をご覧くださいと思います。こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

基礎表の医療と支援分でございますけれども、保険税の収入見込みの大半にこちらのほうでなることから、こちらの表で説明させていただきます。税率引き下げで試算したものになります。

まず右の上をご覧くださいと思いますけれども、基数調査日とありますけれども、こちらのほうは4月1日現在で、世帯数557世帯。昨年度より48世帯減。被保険者数では825名と80名の減となっております。

ページの左下の比較表をご覧ください。

所得割と書いてある列は被保険者の課税標準所得、均等割とある列は被保険者数、平等割とある列は世帯数を比較してございます。所得割については増えておりまして、それぞれ均等割、平等割については減になってございます。こちらの課税標準額は増えておりますけれども、それぞれ前年と比較しまして減になっておりますのでご確認いただきたいと思います。課税標準所得につきましては4億8,310万8,323円と昨年度より3,778万3,035円の増となっております。ページ2、下の一人当たりの平均課税所得をご覧ください。今年は58万5,585円と、昨年度より9万3,513円ほど高くなっております。被保険者数、世帯数とも減っておりますけれども全体の所得が上がっております。所得が上がった主な要因といたしましては、コロナ禍の沈静化傾向による経済活動の回復、農家の米価の一定の回復が要因と考えられます。税率の引き下げに伴いましてページ左下の比較表の下段をご覧ください。一人当たりの課税は7万477円と昨年度より4,430円低くなっております。世帯の課税についても10万4,387円と7,664円低くなってございます。

これらの状況を踏まえまして今年度見込まれる保険税額といたしまして中段の数式の1段目をご覧ください。数式の左側から説明いたします。今年度課税される総額5,814万4,000円に過去3ヶ年の平均月割り減額率96.5パーセント及び収納率98.5パーセントを掛けまして、5,526万7,000円が収入見込みの保険税となっております。

続いて、次のページを、次の次ですね、5ページですか、ご覧いただきたいと思います。資料3-1であります。医療給付分、後期高齢支援金分の税率引き下げ所得割試算例につい

てご説明いたします。

例年、比較ができるよう四つのケースを設定してそれぞれの税額を試算したものであります。

例の1をご覧ください。農業所得者2名。所得151万円のケースですが、所得税、所得割の税率、均等割、平等割が減額となっているため、昨年度と比較して2万4,600円の減額になっております。以下、例の2から例の4にそれぞれ7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯でございますけれども、同様に所得割の税率、均等割、平等割が減額となっているため、昨年度と比較して減額となっております。

令和5年度の国民健康保険税の算定についてはこの、今説明いたしましたことで算定してございます。

資料、もう一枚の議案第37号資料でございますけれども、こちらのほう新旧対照表になってございます。この先ほどの資料で説明しました税率、そして（聴き取り不能）の3条ですと、6.15を100分の5.17に、それぞれ4条以下も今まで説明いたしました資料の金額での、基づいての一部を改正する条例となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 議案第37号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中の、第4条中2万600円を2万900円に改めるということで、これは医療分の均等割にあたる中身だというふうに思うんですが、全体としては町民生活憂慮して引き下げ図るということで、喜ばしい事なんですが、何故ここだけ、増額になっているのか。で、これ、前年並みにすれば、どのぐらいの予算措置になるのか。そこを答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） これにつきましては、資料の、説明資料の2ページをご覧ください。こちらのほう、一番上のほう、現行の只見町保険税率というところがございまして、その下が市町村の標準保険料率というものがございまして、そちらのほうで均等割のところ見ていただきますと、②の標準保険料率、こちらのほうと現行の保険料率、

町のほうが低くなっています。ほかの所得割のほうを見ていただくと、また町のほうが高かったりしております。そして、平等割のほうもそういうふうになってございますけれども、この一番、この説明資料のですね、中ほどに文書がございますけれども、一番最後の、以上より、①今年度は税率を引き下げる、の上のほうを見ていただきたいと思いますけれども、具体的には基金を900万円繰入れることで一人当たりの税額を7,549円引き下げとし、医療・後期・介護のバランスについては県標準保険料率に倣ったバランスとしたいということで今回させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 二つ質問しているんで、4条の、いわゆる、何故この、4条の医療費の均等割だけ、全体としては引き下げ図っているんですが、ここだけ、医療分の均等割だけ増額になっているのかという、理由は県の算定基準に倣ってという答弁でした。

ちなみに、もう一つ、私、先ほど質問しております。これを、前年度並みの2万600円のままにしたら、その大体、必要金額はいくらでしょうかという質問をしております。この点についてもお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 時間もったいないんで。

ちなみにですね、これ、均等割で、825人ですから、これ、差額300円です。そうすると、約25万円、概算で。だからもうちょっと、ここは配慮いただけたらもっと嬉しかったなと。25万円の差だから、いくらでもないわけですね。で、資料の、国保の算定資料の8ページ、これは国保の会計の中身にもなっちゃうんですが、資料出てますので、あえて言わせてもらえば、この8ページの一番下から2番目、予備費のところですけど、当初予算、それから予算減額含めて550万、予備費があるわけですね。計上してます。国保財政は県の統一化ということで、給付費が極端に増えても、納める保険料が県にあがるということはないわけですね。今年度は、令和5年度は5年度で、もう県に拠出金額決まってるわけですから。そういう点では私はずっと、この予備費、注視しているんですが、この間、統一化によって予備費が多額に使用されるということはほとんどない。使われることがほとんどない科目に統一化によってなってきたという点では、もうひとひねり、配慮をお願いしたかったなというのを思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 均等割についてはひとひねりということでございましたけれども、今回は県との標準保険料率のバランスをなんとかこの機会にという思いがありましたのでさせていただきましたが、ご指摘いただいた点については今後、参考にさせていただきましたと思います。

予備費につきまして、私がお答えするのはあれですけども、やはりあの、今般、コロナが収束して、今後、どのような形になっていくかということも見据えてのことというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

3回目。

○2番（山岸国夫君） せっかくここまで、町民生活を思って検討していただいたわけですので、そこは評価しながらも、先ほどもうひとひねりと、予備費の関連で申し上げました。25万ぐらいですから。そうすれば、そういうところはなにも県の試算に従わなくても良いと思うんです。これは町独自で唯一、今現在できる中身で、町がやっぱり町民に責任を迫る部分だと私は思います。この税率について。これが県、全部統一されて、この税率で納めなさいって言ったら、後期高齢者医療費と同じように、ただ、町は集めるだけ、納めるだけ、というふうになっちゃいますけど、今は町単独でそこができて、こういうところまで検討されてるわけですから、そういう点では先ほど言ったひとひねりということでありました。

それと、先ほどの8ページのこの予備費の関連のところ、今、課長のほうからは、これからのコロナの対応があって医療費が増えればどうなるかという点もありましたけど、ここは私、ちょっと、先ほど質問した認識と違っておるような感じもしました。で、私は、全体、トータルでいけば、医療費が増えても、これは県からの給付金で賄えるという認識ですけども、そうすれば予備費は使わなくて済むという考えなんですけど、この間、数年間、予備費は、コロナというものあって使われてなかったという、のが実績かはどうか分かりませんが、使われてないということもあって、そういう角度も含めてもうひとひねりという言い方をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） ご指摘いただいたこと参考にさせていただきます、今後の

国保税算定に活かさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 国保特別会計のあり方について、以前の感覚でお伺いすることになるかもしれませんが、基金はその、保険料率の引き下げのために使ってはいけないよという鉄則みたいなものありまして、今回、基金から900万ほど、料率引き下げのためにという説明がありましたが、これはあの、解釈が変わったんでしょうか。今後は保険料率引き下げのために基金を使うという、その馬栓棒が外れたんでしょうか。基金はその医療費が不足した時のために使うものだという事であって、かつて、本町の固定資産税の超過課税分を保険にまわすということもありました。ただ、その後、老人保健なりいろいろできまして、変遷はあったにしても、医療費の補填のために基金を使うんだというルールは、これは厳然としてあるのではないかと。まあ、そうであれば、今後、そういったことが、あと言ったとおりです。

○議長（大塚純一郎君） 答弁できますか。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） すみません。ちょっと今、探しておりますが、見つかりません。基金の使い方に対する決めがございまして、それに基づいてやっております。なお、ちょっと今見つかりませんが、そういったことをご理解いただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 今回の税率改正ということで、説明資料にありますように、税率を据え置いたうえで一人当たりが9,100円。それで、基金を充当して税率を引き下げて、一人当たりの税率が7,549円となるということで、その点については別に良かったなと思うんですが、一番私心配するのは、9ページの資料にありますように、ここ2・3年はコロナによって医療費、いろんなあの、療養給付費の推移を見ますと減ってきたのが令和5年度にガクンと増額しております。それと併せて、算定資料の3ページの下の方の四角に囲った表の中、先ほど説明ありましたが、令和4年度と5年度の被保険者数が80人減っている。これは毎年度、年齢によって後期高齢に移行する方、そういう方が移行するということが大きい

かと思えます。ということは、毎年、被保険者が少なくなってくる。そこで令和11年の統一化になった場合に、いろんな負担が大きくなってくる。で、前にあの、町民生活課長のほうから説明あったようなんですが、令和11年までの（聴き取り不能）税額算定というか、表を見せてもらった時に、税額が1.5倍になるような、そのような説明があったような気がします。それで、県のほうでも、その基金を入れながら増加を少しずつ抑えなさいよというような、そんな流れがあったというような説明を聞いておりますが、その辺についてひとつ説明をいただきたい。そして、あとはあの、やはり、被保険者が少なくなっている中で、やはりその少ない人数で大きいまた額を負担しなきゃならない。当然、税率、税額上がってくるわけです。やはりその辺で広域化と言えども、やはり被保険者である町として、今後のあり方というの、やはり、当然、推移を見極めながら対応していく必要があるのかな。その辺についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 県統一税率、令和11年に向けて、県のほうから各町村持っている基金については、その激変緩和のために使用してもいいよというお話はおっしゃるとおりました。それで、やはりあの、将来的なことを考えますと、その基金の使い方を有効に使って、その激変を緩和していくということ、最も重要なことだと思いますけれども、今の段階では各町村が今保有する基金を、その統一した後にはどのように、例えばその間に基金を消化しきれなかった時にどのようにするかというような取り扱いについてのことが、この前の議会でもお話させていただきましたけれども決まっておきませんので、それについては今年度の県のワーキンググループである程度の結論が出て、それに則って、その結論をもちまして、町のほうでその激変緩和にこの基金、あるいはこの激変緩和以外でもですね、どのようにして基金を使用していくかというようなことになるかと思えます。ですので、町民の方にはできるだけ負担のかからないといいますか、スムーズな統一税率に移行できるように、先ほど山岸議員からもありましたけれども、さらに知恵を絞って対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 今、課長の説明の中にちょっとありましたのは、令和11年の統一、移行期間になる時まで、各町村の基金はもう使いなさいよみたいな感じの、（聴き取り不能）

ちょっと聞こえたんですが、広域化になると、もう各町村では基金を持ってないのか。やはり持ってないというの、いわゆるその税額がどうなっても町村では何の対応もできないということになっちゃうんですが、基金の考え方、まだ示されてないということなんですが、やはり心配するのは、当然、広域化になれば上がっていくわけですよ。負担が大きくなってくる。被保険者が少ない中で、特にあの、私も年金生活、そういう、多い。あとは自営業の方とか、そういう方にしわ寄せがいつっちゃうんじゃないか。特に課税限度額が毎年上がっていきますから、当然、一部の人に負担がグッといつちゃう。そういうきらいがあるので、今後のその国保の運営のあり方というか、広域化という流れがあって、そちらに全部任せるのはしょうがないのかもしれませんが、被保険者の町として今後のあり方をどういうふうを考えていくか。その辺について町長のほうからもちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まず、前段に、私あの、山岸議員の3月会議でご質問の中で、国保会計のこと、6月会議を見通されて、基金を繰入れて、被保険者の負担の軽減を図るべきだというご質問をいただきまして、私としてはそれに応えていきたいという趣旨の3月会議で答弁させていただきました。ので、そういった国保の運協の答申内容も尊重したうえで、今回、一人当たりの税額、一世帯当たりの税額が下がるようにご提案させていただいております。ですが、1点、全体でいうと25・6万の試算をしていただきましたが、確かにそうすると全体的に下がったんでなくて部分的のところは少し上がってますという話、さっきいただきましたが、これ全部下がってれば、もっと良かったなというふうに確かに私も思っておりますが、まあ、いろいろ、技術的なこと、国保税算定の技術的なこともございますので、その辺は今般はご容赦いただきたいなというふうに思います。

そのうえで、今度、令和11年度ですか、そういった目標で国保の関係が統一図られるということで、その辺は非常に、十分注意を払って、基金の活用を図っていかねばならないというふうに考えております。この辺、私も担当課長のほうにはいろいろ聞いてますが、なかなかまだ決まってないようでして、心配したのは過去に後期高齢医療保険制度ができる時に、もう、県のほうで一律決めてしまうということであれば、その基金を活用する時間を失ってしまって、その軽減対策とか、そういったものに使えないということになってしまいますので、そういったタイミングは失したくないなというふうに思っております。一方で、その基金を11年度以降も活用できるのであれば、それは活用させていただかないと急激な

上昇になりますので、その辺のことは4番議員おっしゃるとおり、十分注意を払って、激変緩和といいますか、そういった課税をさせていただきたいというふうに思っておりますが、その辺、なにぶん、基金の取り扱いについてまだワーキンググループでまだ検討されている段階だということで、私もそれが活用できるのか、できないのか、そこが一番、感心、私もあるところでありまして、その辺のところは十分、その情報収集、よく聞きながら、判断の時期を失しないように、有効な基金活用を検討して、またその都度都度、議会の皆様と協議させていただきたいというふうに思います。

また先ほど、7番議員の基金につきましては、基本的には本当に医療費が、様々な重症の方がいらっしゃったり、いろんな高度医療の関係で急激に医療費が上昇するというので、そういったために基金を備えておくというのが本来であろうというふうに私は理解しておりましたが、そういった中であっても先ほど保健福祉課長から説明ありましたように、その計算上、900万ほど、限度額と若干余裕があるということで説明を受けましたので、その範囲の中でということで今回、繰入するという判断をさせていただきましたので、7番議員のおっしゃる趣旨も私も同様に思っておりますので、そういったこと含めながら、全体的な、被保険者の方の負担をなるべく軽減を図るということと、全体的な国保財政の安定的な運営に努めていくという両面から、今後さらに勉強を重ねながら、皆様方と協議を重ねていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 今、町長のほうから言われたように、後期高齢と同じように、もう、5年間くらいは移行措置あったんですが、もういっぺんになると、納めなさいよという形で、もう融通が利かなくなるわけですよ。そうすると、負担が本当に大きいまいっちゃう。ただ、後期高齢と国保の場合はその広域化のあれがちょっと負担者が違うのかなと、ちょっとわかんない部分があるんですが、ただ、今現在、基金の取り扱いの仕方とか見えない部分があるんですが、町長言われたように、やはり被保険者の負担をなるべく急に上がらないように、それでやはり、被保険者の構成見ると、やはり年金生活者だとか、そういう方が多かったですと、どうしても自営業者だとか取得が程度ある方にどうしても負担がボンとっちゃう。そういうきらいがあります。国保が一番、所得に対して税率、課税税率が一番高いので、その辺を配慮しながら、ソフトに上がるような形で是非、流れを注視していただきながら、税率の算定をお願いしたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今、4番議員のご指摘のごございました点につきまして留意しながら、今後算定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 令和11年にどのぐらいアップするかはわかりませんが、今よりかなりアップするのは確実という見込みであります。説明の中で、例えば被保険者が減っている。それから、農業者の収入が上がったというような説明がありました。それで、今年度に限っては金額は、それは基金900万円の投入によってかなり抑えられて、一瞬は大変良いように見えるんですよ。でも、これが、この基金が、例えば今度、11年になった時に使えませんかよとなった時には、なった時には、これはもう大変な事態が起こるのは目に見えているわけですよ。今回、基金900万。これは基金の積立の限度額のアップした分を、オーバーした分を繰入れたということですよ。であれば、これからの先を見たときに被保険者は減るのは確実に、これは読めると思うんです。そして、11年には上がると。これはもう確実に見えるわけですよ。ところが、先ほど菅家議員の質問にもありました、入り口の公平性、出口の何とかってありましたけども、それを考えると、今、基金を投入して下げて、そしてこの、挙句の果てに基金の、11年には使えませんかよとなった時には、一番被害、被害というか、を被るのは、今まで払ってきた被保険者なんです。というのは、年を取ったら、今度、後期高齢者に移っちゃいますよ。移っちゃいますが、これから先、農業者が、例えば農業法人とか立ち上げられて、それで被保険者が減っていく。これはもう目に見えてるわけですよ。それから自営業者。こういった過疎化の町はそういった人が減っていくのはもう読めるわけですよ。で、これが県と同一、県全体になると、今度はこれは都会、いわゆる潤っている市町村が、ほとんどが、ほとんどというか、サラリーマンが多いですから、それと同じく自営業者もおられますが、会社組織にしていれば別ですけども、やはりこういった過疎の町が一番こう、負担がアップアップしてくるような状況になるのではないかなというふうに僕は推測するんですが、しっかり今からこの只見町として、国民保険のこの基金の使い方の考え方を、やはり町としてしっかりしたものを持ってないと、こういった過疎の町はやはり、どうしても国民健康保険者は、なんていうんですか、公平とは言いません

が、町で決められる部分に関してはもう少しこう、勉強していただいて基金を使っていくような考え方を持ってもらったほうが、私はこの先よろしいんじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 5番議員のおっしゃること、ごもっともだと思います。

基金の使い方等につきましても只見町の国民健康保険事業の運営に関する協議会がございます。そちらのほうでも議論しております。また、今般、まだ、県のワーキンググループでの結論が出ましたらば、その情報を基に研究、検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第37号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議をいたします。

開始時間を3時20分といたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時17分

○議長（大塚純一郎君） それでは、皆さん、揃っていますので休議前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第5、議案第38号 南会津地方環境衛生組合理約の一部を変更する規約を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 議案第38号 南会津地方環境衛生組合理約の一部を変更する規約であります。

こちらですけれども、お配りいたしました資料、新旧対照表になります。こちらの方、平成24年4月に、田島・下郷町衛生組合と西部環境衛生組合が統合いたしました。西部クリーンセンターの旧焼却炉の撤去でありますけれども、こちらのほう統合時に西部クリーンセンターにあります旧焼却炉の撤去は新組合で撤去することになりました。その撤去に係る経費の負担割合は規約の第13条第2項ただし書きにより、南会津町と只見町で負担することになっております。令和4年度に解体工事に着手し、令和4年11月に解体工事を完了いたしましたので、撤去に係る経費の支弁方法の条文を整理するものです。また、同13条第3項に、火葬場を新たに建設するときについても組合長で協議することと定めるため、南会津地方環境衛生組合理約の変更を行うものです。

説明、新旧対照表のほうをご覧くださいますと、第13条の2項でありますけれども、こちらのほう、改正後が右側になっております。削除、第2項の分のただし書き以降の削除。そして、3項では、ごみ処理施設に火葬場を加えてございます。そして、下段になりますけ

れども別表第2を削除となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第38号 南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第39号 財産の取得についてを議題と
いたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、議案第39号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量、薪製造機一式。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、646万5,800円。4、契約の相手方、福島県南会津郡南会津町下山字田中100番地、有限会社マスヤ、代表取締役、馬場亮となっております。

今ほどお配りいたしました議案第39号資料に入札結果報告書を添付させていただいております。

今般、予定価格が700万円を超えてございましたので、財産の取得ということで議案のほうを提案をさせていただいております。

また、機種を選定でございますが、薪の生産を行うために原木の送材、玉切り、薪割り、排出までの一連の工程を機械化した自動薪製造機を導入するものでございまして、機種の方を選定させていただいておりますので、そちらのほうのパンフレットを2枚目に付けさせていただいております。表側にあります機械の本体と合わせまして、裏のほうに中段にございますが、オプション品ということでPTO接続用モーターユニットということで、こちらのほうのモーターを合わせた形で薪製造機一式ということで入札のほうをさせていただきまして、こちらの業者に決定した次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 春に議決した、3月に議決した内容に基づく、薪割り機の購入だと思っておりますが、議決する際、いわゆる薪エネルギーの予算を当初で議決する際に、設置場所の変更等があり、その他諸々ありましたが、設置場所、あるいは材料、いわゆる薪エネルギーの材料の確保、あるいは町が直営でやるのか、誰かさんが委託されてやられるのか、導入した効果だとか、林業従事者あるいは関係分野においてどのような波及効果があるのか。春の予算の審議の際、いろいろありましたが、その辺がまだわからないという状況でありました。で、3月からこれまで、財産の取得ですから、当然、私、総務委員会に所属しているもので

すから、委員会の審議もあるものと思っておりましたが、その辺、その辺ということは今申し上げました誰がやるのか、設置場所どこなのか、いわゆる原材料の確保だとか、誰が事業主体、導入効果などの説明が委員会審議対象だったなと思うわけですが、ここで急に契約議決ということで予算執行されたようですが、今申し上げたように、これの、機械を買って、今買わなきゃならないのか、あるいは今申し上げたようなことが、条件が整ってからで間に合わないのか。今買わなければならない理由、私は少なくとも申し上げましたように、いくつかありますが、説明を願います。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどの酒井議員のお質しにお答えをさせていただきたいと思えます。

まずこの薪割機械の設置場所についてでございますが、先般、予算のほうでご議決をいただきました長浜杉沢地内の場所に設置をさせていただく予定となっております。また、併せまして、そちらのほうで事業者の選定でございますが、事業者につきましては今、選定の準備を整えさせていただいておりますので、現在のところは決まっております。併せまして、薪ステーションとしての建物の整備予算も併せてご議決いただいておりますので、その発注準備も行いまして実施をしているところでございます。そういった中で、この薪割製造機なんですけども、どうしても海外製というところが一つありまして、納期に時間を要すると、こういったものが全て揃った段階で、全て段取りを整いまして、事業所のほうにも参画をしていただくようなことで、しっかりと説明をさせていただきたいということで、納期が長いというところもありまして、今般、先に入札、機械のほうを先にさせていただいております。林業事業者主体、そういったものの部分については、今まだ決まっているものではございませんが、しっかりと薪エネルギーを去年らい、お話をさせていただいて勉強会等もさせていただいた中で、森林資源を活用するというサイクルをしっかりと作っていくということで説明をさせていただいております。その中に基づきました流れで、しっかりと事業として推進をさせていただきたいと考えておりますので、現状、そういったところになってございますのでご了承いただければと思えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 当初予算で審議をしたわけですから、大筋はまあ、申し上げませんが、

ただ、その予算執行として、何でここだけ早いのかなど。まだ調整すべきもの、あるいは検討すべきもの、それぞれの委員会においても、いわゆる作業コストだとか、収支の関係だとか、様々、審査をしなければならないところですし、それから第一に、間伐材っていったって材料に限りがありますし、国有林、それから民有林、しかも大半は確か、土砂坊出保安林か何かに指定されておるはずです。そうしたところの、言ってみれば、まだその事業の概要がはっきりしないうちに、機械だけ海外製であるから早く発注するということの方がわからないのであります。これ、予算として、即座に執行して、納期はいつでしょうかね。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 納期につきましては、事業選定の中で、仕様書の中で、年内、納入期限としては5年の12月28日という仕様でこちらのほう入札をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、酒井正吉郎君。

○8番（酒井正吉郎君） このパンフを見てみますと、ちょっと細かいことですが、最大の処理径と最大の長さ、43センチと60センチとなっております。これはちょっと考えてみますと、一般家庭の薪ストーブにはいいんでしょうけども、今回、薪ボイラーというのも一番基になって、この薪エネルギー考えておられる点からいいますと、長さは90センチ主体に考えていたと思います。

あと今、只見町の今、手入れされてない森林見ますと、非常にあの、古木といいますか大径木になりまして、節も多い。そういう薪材になるのが多いと思います。この機種ですと、その点から言いますと非常にその、それを薪にした場合、なかなか処理能力からいっても、なかなかこれ、無理じゃないかなと今直観で思いましたので、その辺、この選定基準の中で、その素材に関して、これで、この性能で良いということ、どなたが判断されたんでしょうかとお聞きいたします。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどの酒井議員のお質しにお答えをさせていただきます。

まず、大径、大きさの太さの種類はいくつかあると思います。その中でもおっしゃっていただいたとおり薪エネルギーでの利用、ボイラーでの想定は90センチの長さになってござ

います。90センチの長さの中でも太さが、確かに町有林その他含めて様々なものがあります。主に大径木を対象といたしました薪割機械、安全のためにとということで、どうしても太い木になってしまいますと、こういった機械で効率的に割っていったほうがいいというようなところがございまして、勿論、そのまま投入できる太さのものについては90センチの長さに切って、そのまま薪として利用をさせていただくこともありますし、太いものに関してはこれで割りまして薪として利用するようなことを想定いたしました。

この薪製造機の一式その他全般に関しては、薪エネルギー推進室の特命参与の紙谷先生のほうにも、こういった機械の部分の選定に関してはアドバイス等いただいております、今般、こういった大径木用のタイプでこういったものを効率的に薪とするために必要な機材ということで選定した中でこちらの機種が出てきた次第であります。

○議長（大塚純一郎君） 8番、酒井正吉郎君。

○8番（酒井正吉郎君） 今回、薪製造機、ポンと出てきちゃったんで、ちょっとびっくりしたんですが、とにかく近日中に委員長のほうからおそらく、経済常任委員会のほうからも、しばらく時間が経っておりますので、紙谷先生来町にでも合わせて、その時は是非とも早めに委員会でもたいろいろ審議させていただく機会を設けてもらいたいと思いますが、委員長のほうから要請があった場合は早めにお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） そういったご意見、本当にありがとうございます。

委員長のほうから、そういったお許しをいただければ、紙谷先生のほうとも調整をさせていただきまして、こちらでも大切な事業でありますので、先生のほうからもいろいろ進捗もありますので、説明をさせていただく機会をつくらせていただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 7番・8番議員と若干似たようなところにもなるんですけども、3月の段階で、この薪ボイラー関係というのは、委託料として薪ボイラー導入アドバイザー委託料が190万。また、整備工事実施設計業務委託料で1,500万。そして工事請負費として4,920万の予算計上がされております。そうした中で、私はこの実施設計とか計画とかが上がってきてから、この機械の発注になるのかなというふうな頭でおりましたけれ

ども、こちらの工事の実施設計とか、そういったほかのものの工程はどうなっているんでしょう。進捗状況を教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 鈴木議員のお質しにお答えをさせていただきます。

まず、こちらの機械につきましては、薪ステーションの整備関係の部分で、薪ステーションに設置される機械でございます。併せまして、当初予算のほうで薪ステーションの整備の工事費いただいておりますが、そちらのほうは今、発注の詳細、最終段階で詰めさせていただいておりますので、これから施設、薪ステーション、建物本体のほうの工事についてはとりかかるような、入札をさせていただくような予定とさせていただいております。

併せて実施設計につきましては、薪ボイラーの実施設計に係るものでございます。それにつきましては昨今、先般の議会等でも場所のところ、そういった部分のご意見等がございましたので、改めまして全体的な部分の、どこに配置をするのか、どこが効率的なのか、そういった部分も含めて実施設計に入る前に、その部分の計画づくりのほう、改めて、そこ、精査をさせていただいておりますので、それが整い次第、当然、委員会のほうに説明をさせていただきながら、そちらのほうは発注をさせていただく予定となっております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、もう一つ聞きたいのは、薪ボイラーの導入アドバイザーはもう決定しているという認識でよろしいのかということと、薪ステーション整備工事の、この設計はどなたが、どのようにしてやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） まずアドバイザーにつきましては、昨年度と同じく紙谷先生のほうに特命参与としてアドバイザーとして入っていただいております。

それから薪ステーションの設計につきましては、昨年、ご予算をいただきましてグリーンシグマのほうで設計を作った部分で、ステーション本体のほうの設計は完了しておりますので、その設計に基づきまして発注準備をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

10番、鈴木好行君。

3回目。

○10番（鈴木好行君） そうすると、このグリーンシグマのほうで、この、今回導入を決定

した薪割り機がよろしいという形であったのでしょうか。それとも、この機械を結局、機械が、機械自体は、この機械を買いますというふうにして入札を行ったものなのか。それぞれのメーカーで同様の機種があって、値段が合うもので導入を決めたのか。この、結局、指名業者になってます5者、5者それぞれに同じメーカーの同じ機械の条件で入札を掛けられたのでしょうか。伺います。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 私の説明が不十分で大変申し訳ございませんでした。

まず、機種を選定にあたりましては、特命参与の紙谷先生のアドバイス等いただきながら、この機種を選定をさせていただきました。

併せまして、機種の中で、この5者は、薪割製造機、今般の機種につきましては、まず機種を限定させていただきました。この機種で入札のほうを仕様書として今回、入札に入りました5者に出させていただきます。あらかじめ機種のほうを選定いたしました経過としましては、自動薪割製造機というのが非常に生産が限られているものでございまして、特に日本の国内メーカーでは、この自動薪割機というのが製造されていないというところがございますので、海外のメーカーから取り扱っている中で、この機種ということで選定をさせていただきました次第でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 3回目でねえんだ。議長、俺、2回目の質問の答え、まだ聞いてねえんだ。資源の調査だとか、保安林がいっぱいあるけれども、その辺の解決できたのかという、その答え、まだ聞いてねえんだ。

○議長（大塚純一郎君） はい。わかりました。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 資源量とかに関しては、昨年度、勉強会とかで出させていただいた資料の中に、大きな部分は書いてございました。さらに、来年度以降、そういった中から場所を選定して、具体的にどれぐらい資源があるのかという調査を今年度に入りましてこれから行っておりますので、そういった中で資源量をさらに確定をさせていただいて、全

体的な使う部分と供給できる部分を決めていくといったようなこととなっております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 結論を申し上げますが、今聞くと、何にもまだ、具体的に決まってない。資源も決まってない。場所も決まってなければ、さっき鈴木さんが言われた諸々のことが決まってない中で、ただこの機械だけを購入すると。むしろその、全て決まってからこの機械を発注されたほうが良いのではないかと思います。これを基本的なことが決まってから発注されるというふうに、支出を伸ばすということはできませんか。今の段階だと、議員の我々としても、皆さん、審議未了です。わからないところがいっぱいありまして、我々議員として、町民の代表として、ここで1票を、賛成となかなか言い難い環境が整ってまいりました。によって、少なくとも骨格、総枠について決まってから発注されるということではないかなのでしょうか。決まってから支出負担行為を起こされるということですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） まず、薪ステーション整備工事につきましては、予算のほうをご承認いただいて、そこに設置する薪製造機ということで今般、こちらの議案提案をさせていただきます。

併せまして、薪ステーションのほうで薪の製造を今年度、ステーションを整えまして後半から始めさせていただきたい。それにつきましては、資源量について、確保については前段、資料のほうでご説明をさせていただきますが、さらにその大きな部分ではなく詳細という部分につきましては今年度並行して調査をさせていただきます。一つ一つ、ブロックに区切りまして、その資源量の調査が必要でありましたので、まずその調査を並行して進めさせていただきながらステーションのほうで薪を製造させていく準備をするというようなことで今年度は計画しておりました。

一方で、薪ボイラー、実際にどこに設置をするのか、置くのかというところでは、まだ詰め切れてない部分がありましたので、ステーションでの製造は実施をするような形で進めさせていただきながら、またボイラーについては改めてご説明をさせていただくようなことで事業としては推進してきたところでございますので、そのようなことでご理解いただければと思います。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 質問に対する回答がまだ出ていないような気がします。

今の7番議員の質問に対する明確な答えがまだ出ていないというふうに議長も感じております。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私のほうから説明させていただきます。

今般は本財産の取得についてのご理解をいただくべき議案を提出させていただきました。そしてあの、先ほどそれぞれ、まだ決まってないところ、あと不安に思っておられるところのご意見をいただきました。

私としてはちょっとあの、いろいろ、今、いろんな常任委員会に担当課長が出席して、説明して、ご理解をいただいて、そういった中でやっていくのが従来、常でございまして、そういうふうにしてやっているというふうに私は理解しておりました。今般、改めて、今般は入札させていただいて、こういった結果が出ましたので、まずはご議決いただいて、議決いただければ、当然、債務負担行為を行うという行為をしなければいけません。ですが、そのうえで、やはり今いただいたようなご意見がありますので、一旦、そのことで止めて、その後の理解を委員会のほうに、両常任委員会のほうに説明していくということが必要だと思っておりますし、先ほど8番議員からも特命参与の出席を招聘されるご提案もいただきましたので、ちょっとあの、当初予算の可決いただいたときも様々ご意見をいただいたわけですから、そういったことを踏まえてやっていきますというふうに答弁させていただきながら、こういったことが徐々にご理解深まっているものだなというふうに思っておりましたが、ちょっとこの点でそういった不安が改めて出てまいりましたので、ここら辺は一旦立ち止まって考えていきたいと思っておりますし、それは担当課長だけでなく、ご理解いただければ私も特命参与も出席させていただいてお話をさせていただきたいと思っております。ただ、本議案につきましては入札結果に基づきまして、まずは議決をいただきたい。その後、今申し上げたような態度で臨んでいきたいと思っておりますので、是非ともご理解をいただきたいと思っております。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

今の件について特別に許可します。

○7番（酒井右一君） ありがとうございます。

町長が答弁すべき立場のトップとしてのお話だったので細かいことは申し上げませんが、やはり審議未了ということをお認めになったんだと思います。それでまあ、審議を継続するというふうに取りました。

過去にこういった例もありました。議決しても、条件が整うまで負担行為を起こさないという、過去にもありました。それはあの、会議ルールとしては出てませんが、まあ、あったです。心配するのは、皆さん、質問されない方も、わからないんですよ。以前その、マイクロ水力発電機366万ばかりの、岩下の、岩崎の、あそこに据え付けてあるやつ。あれも、あの後、不用品で売払われましたな。そういう経過がありますし、大切な町税、一般質問でも町税の今のあり方を（聴き取り不能）しましたが、やはり問題がある、皆さんが問題あるのは、ここは固い事言わずに、町長おっしゃったように、みんなが納得されてからお買いになったらどうですかね。財務規則等だと、契約議決ですから、契約が議決されれば負担行為は起こすことになってますから、負担行為を起こす・起さないとなると、議会側ではもう手が出せませんので、その辺はこの、ちょっと踏み込んだお話をして申し訳ないですが、事務局長、議事係が怒るかもしれませんが、これはあの、町長の提案としては議決をしてから、皆さんが理解してから、負担行為を起こすというふうな理解でよろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど7番議員からご提案いただきました。私としてはそういう不安を持っていらっしゃる、その不安が解消されないまま、こういった薪製造機の契約議決に至ったということは非常に申し訳なく思っておりますが、そういった今回、入札行為をさせていただいて、最低落札業者を決めさせていただきましたので、手続きの話になりますが、是非とも今回は議決をいただきたいという想いです。そのうえで、当然そうなれば、債務負担行為ということになります。そのうえで今後のことについては一旦止めさせていただいて、担当課長任せでなくて、参与、私含めまして、そういった、今、疑問であるとか、いろいろ説明が至らないところを説明をさせていただいて、そこでご理解を得るべく努力していきたいというふうに思いますので、7番議員おっしゃることもわかりますが、今般はここまで至ってしまいましたので、なんとか議決をいただいて、今後のことについてはそのような態度で、私が全面に出て、参与と共に説明させていただきたいと思いますので、そのような取り扱いでなんとかお願いしたいなというふうに改めてお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） この件を含めまして質疑を求めます。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） これね、第三セクターと同じで、やはり説明なされてないんだよ。だから、この前も、3月の勉強会の時も、私言ったんですけども、とにかく最初ね、これ、林業政策がガチンとあって、人工林の、もう伐期迎えた、それを材料にすんだとかさ、あと見晴らしの悪いところの整理のやつをやるんだとか、あとね、結局、林業も、結局あの、これ、当初おそらくあの、湯ら里のボイラーということで始まったと思うんですけども、やはり、そうじゃなくて、結局、何回もあまり言いたくないんですけども、一般でも薪使ってる人いらっしやる。で、田島あたりから買って持って来てやってらっしやる人もいるんだから、そういうところにも売れるような、買ってもらえるような、そういう全体的な林業政策をちゃんとあって、その後にこういう、本来ならば出てこなくちゃならない。で、まだ委員会にもね、随分前に説明されて、あの勉強会から全然、話全然ないわけですよ。たぶん。私、1回休んだから、その時あったのかもしれないけど、全然、私も聞いてないんですけど、機械が先になっちゃったから。これ、やはり、これ、絶対、理解、このままでは得られないと思います。だから、町長言われたように、もう、これ、買っちゃったんだべから、それで置いておいて、まあ、紙谷先生呼んで、町長も出て、やっぱりちゃんとした計画作って、常任委員会の理解、それから全員協議会の理解を得たうえで予算というのは上げたほうが、これは順序として一番早道なんですよ。こうなっちゃうと、余計、急ぐのはわかるんですけども、急いだやつが逆になっちゃう可能性のほうが多いやり方なんだと思うんですよ。だから、その辺やっぱり、町長もちょっとあの、課長との連絡もあまり理解されてないような、今、返事だったんで、これはもう一回、あれされたほうがいいと思います。今言われたように。そうでないと、これ、おそらく誰も質問しようがないというかさ、委員会でも納得してない話なんですよ。あれ、いきなり機械の契約が上がってきたというように感じて、みんな聞くにも、質問するにも、しようがない段階だというふうに思いますから、今、7番議員言われたように、ちょっと我々議会にも、納得してからちょっと進めていっていただきたいと思います。

私はもう、前からその林業の処理は絶対やってもらいたいなというふうに何回も一般質問でもしましたし、普通の予算の審議の時もやっています。だから、全体的なあれは賛成なんですけども、どうもあの、やり方というか、手続きが、もう完全に不完全。おそらくあの、忙しい部署で大変だと思うんですよ。第三セクターの時も言ったんだけど、本当、会社大変だ

と思う。だからその辺を、やはりあの、これは町長、やっぱり最高責任者だから、一番、町長が悪いんだ。それは。それはやっぱりちゃんと反省してもらって、今後、そういう、こういうことのないように、ひとつあの、よく、みんなで、幹部、全部いらっしゃるわけですから、よく相談してもらって、それからの話です。そのようにしていただきたいなど。そうではないとおそらく、誰一人、おそらく今のままでは、良しとする人いないと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 休議の動議。

○議長（大塚純一郎君） 休議の動議。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 賛成者います。

それでは、暫時、休議いたします。

賛成者、一人おりましたので、暫時、休議いたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時44分

○議長（大塚純一郎君） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 先ほど私の発言で、ちょっと私の理解不足で間違っていたことがありましたので、訂正して取り消していただきたいということあります。

5月の29日に経済委員会がありまして、その場で6月会議の議案提案の内容の説明の中に、ちゃんと経済委員会に説明があって了解していたということでございました。私、一人、欠席したものですからわからなくて発言しましたので、大変申し訳ございませんでした。特に課長、すみませんでした。謝ります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私から改めて、議案第39号 財産の取得についての提案に

至った経過、また説明不足の点をお詫び申し上げて、改めて許可をいただきましたので説明させていただきますと思います。

薪エネルギーに関する事業につきましては、当初予算審議の中の3月会議の中でも様々なご意見をいただいております。目的としては皆さん、ご理解をいただいているというふうに思っておりますが、具体的な進め方、様々な事柄につきましてご懸念のご意見があったということは十分承知しております。

そういった中で、そのことを受け止めさせていただきますという主旨の発言をさせていただいたうえでご議決を賜ったものという理解は聊かも変わっておりません。従いまして、その後の進捗にあたりましては、丁寧な説明をさせていただいて、ご理解をいただきながら、一步一步着実に進めていく姿勢が大事だというふうに考えておりますし、それは今も変わっておりません。ただ、大変申し訳ありませんが、私としてはそういったご意見から、いきなり湯ら里に薪ボイラーではなくて、一般質問等の中でも支障木とか、景観の支障をきたす流木、立木等々、それから町内で薪ストーブを使っていらっしゃる方々がいらっしゃいます。そういった民需の活用を優先して取り組んでいきたいというふうに考えておりましたし、そのことは課長にも、そういった指示、考え方は伝えておりました。ので、その辺の考え方の徹底であったり、説明に不十分さがあったものと、一番は私の責任であります。まずもってお詫び申し上げます。ので、今般は民需、町内の薪ストーブを使っていらっしゃる方々並びに支障木、景観を良くするための、そういったのを優先してやるという考え方を改めて申し述べさせていただきます。

そして、先ほど8番議員から、薪ボイラーの場合は90センチだったと思うけど、どうして60センチだというお話をいただきました。まったくそのとおりだと私も思って、薪ボイラーであれば、そういったことかなというふうに思っておりました。改めて確認させていただきましたが、一本一本割っていくのであれば、90センチの機械はあるそうです。ただ、効率的に玉切りして、薪を作っていく製造機の90センチはないということで、この60センチの、今回の機械に至ったということでございますので、その点、私から説明させていただきました。ので、繰り返しになりますが、やはり民需を優先してやっていくということで、また今後、常任委員会のほうに私自ら許可をいただければ出席いただきまして、今後の事業につきましては一つ一つご理解を得たうえで進めていきたいと思っております。そういったことで今般は何卒、この財産の取得についてはご議決を賜りまして、今後のことはご理解を得た中

で進めていくという姿勢で臨んでいくということをここでお約束申し上げまして、是非ともご理解を賜りたいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、討論。

反対討論ですか。

○9番（菅家 忠君） 賛成でございます。

○議長（大塚純一郎君） それでは、反対討論先になりますが、反対者の討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、原案に賛成者の発言を許します。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 休議がありまして、私なりに思うところで賛成討論をさせていただきたいと思います。

まず、こちらがですね、私は理解をしております。2月の全員協議会の資料にて私は拝見しておりまして、薪ステーションがどういうものか、どういうものをされているのかというものに対して、で3月の議会で予算が執行されていて、それどおりに仕様を満たした、2月の全員協議会の資料どおりの仕様を満たしたものが今回の財産の取得に出ているだけでございます。と私は判断しておりますので賛成でございます。

課長のほうに前回の委員会の際にはお伝えしましたが、ここは苦言でございますが、同じことを申しますが、各議員一人一人がですね、大切にしているものを理解して丁寧な合意形成を進めてくださいというふうに指摘しております。まさにこういったことが起こっております。

あと、私が先ほどですね、発言していないのは、一般質問でも言いましたが、サイレントマジョリティーという、喋らないで同意しているというものがありますが、それ、どういうことかと申しますと、私どもの只見町議会会議規則にはですね、このように載っておりまして、

発言内容の制限がかかっておるから発言ができていないためでございます。そちらの第4条の3ですね、議員は質疑にあたっては自己の意見を述べることができないと書いております。ですので、そういった自己の意見を述べることができないので発言しておりません。ですので、討論で発言しております。ですので、質疑の場で、皆さん、そう思っているだとか、そういった発言はですね、私は適切ではないと思いますので、その結果、私が意見を述べる場が遅れて、その前に休議になっておりますので、そういった意見というものが私は適切ではないと思いますので、そういったところの議事進行というものは判断をまた委ねたいと思いますので、そういった発言も付け加えて賛成討論の発言をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで討論を終わります。

これから議案第39号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号 財産の取得についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第39号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） それでは、ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

(午後 4 時 5 3 分)